議事日程

日程第	1			会議録署名議員の指名について
日程第	2			会期の決定について
日程第	3			平成24年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成2
				4年度教育行政執行方針
日程第	4	承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度遠軽
				町一般会計補正予算第8号)
日程第	5	諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第	6	議案第	1号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第	7	議案第	2号	遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定につ
				いて
日程第	8	議案第	3号	遠軽町税条例の一部改正について
日程第	9	議案第	4号	遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び遠軽町重度
				心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条
				例の一部改正について
日程第1	0	議案第	5号	遠軽町介護保険条例の一部改正について
日程第1	1	議案第	6号	遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部改正について
日程第1	2	議案第	7号	遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について
日程第1	3	議案第	8号	遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
日程第1	4	議案第	9号	遠軽町図書館条例の一部改正について
日程第1	5	議案第1	0 号	遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一
				部改正について
日程第1	6	議案第1	1号	遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部
				改正について
日程第1	7	議案第1	2号	平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)
日程第1	8	議案第1	3号	平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5
				号)
日程第1	9	議案第1	4号	平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第2	0	議案第1	5号	平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算
				(第1号)
日程第2	1	議案第1	6号	平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第2	2	議案第1	7号	平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第2	3	議案第	2号	遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について
		(付託案	件)	(総務・文教常任委員会審査報告、平成23年第6回定例
				会付託)

```
日程第24 議案第 8号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について
      (付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、平成23年第6回定例
             会付託)
日程第25 議案第18号 平成24年度遠軽町一般会計予算
日程第26 議案第19号 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
日程第27 議案第20号 平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28 議案第21号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計予算
日程第29 議案第22号 平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
日程第30 議案第23号 平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第31 議案第24号 平成24年度遠軽町水道事業会計予算
日程第32 議案第25号 平成24年度遠軽町下水道事業会計予算
日程第33
             一般質問
日程第34 議案第26号 工事請負契約の締結について
日程第35 議案第27号 平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)
日程第36 議案第 5号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
      (付託案件)
             (民生常任委員会審査報告、会期中審査)
日程第37 議案第 6号 遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部改正について
      (付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)
日程第38 議案第 7号 遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について
      (付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)
日程第39 議案第10号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一
      (付託案件) 部改正について
             (経済常任委員会審査報告、会期中審査)
日程第40 議案第18号 平成24年度遠軽町一般会計予算
             (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查)
      (付託案件)
日程第41 議案第19号 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
      (付託案件) (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查)
日程第42 議案第20号 平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
      (付託案件) (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查)
日程第43 議案第21号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計予算
      (付託案件)
             (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查)
日程第44 議案第22号 平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
      (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第45 議案第23号 平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
```

(付託案件) (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查)

日程第46 議案第24号 平成24年度遠軽町水道事業会計予算 (付託案件) (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查) 日程第47 議案第25号 平成24年度遠軽町下水道事業会計予算 (付託案件) (予算審查特別委員会審查報告、会期中審查) 日程第48 特別委員会の設置について 日程第49 特別委員の選任について 日程第50 議員派遣について

平成24年第1回

遠軽町議会定例会会議録 (第1号)

平成24年3月8日(木)午前10時00分開会

②本日の会議に付議した事件								
日程第	1			会議録署名議員の指名について				
日程第	2			会期の決定について				
日程第	3			平成24年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成2				
				4年度教育行政執行方針				
日程第	4	承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度遠軽				
				町一般会計補正予算第8号)				
日程第	5	諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について				
日程第	6	議案第	1号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について				
日程第	7	議案第	2号	遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定につ				
				いて				
日程第	8	議案第	3号	遠軽町税条例の一部改正について				
日程第	9	議案第	4号	遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び遠軽町重度				
				心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条				
				例の一部改正について				
日程第1	0	議案第	5号	遠軽町介護保険条例の一部改正について				
日程第1	1	議案第	6号	遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部改正について				
日程第1	2	議案第	7号	遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について				
日程第1	3	議案第	8号	遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について				
日程第1	4	議案第	9号	遠軽町図書館条例の一部改正について				
日程第1	5	議案第1	0号	遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一				
				部改正について				
日程第1	6	議案第1	1号	遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部				
				改正について				
日程第1	7	議案第1	2号	平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)				
日程第1	8	議案第1	3号	平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)				

《平成24年3月8日》

日程第19 議案第14号 平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第20 議案第15号 平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第21 議案第16号 平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第17号 平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第 2号 遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について

(付託案件) (総務·文教常任委員会審査報告、平成23年第6回定例

会付託)

日程第24 議案第 8号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について

(付託案件) (総務·文教常任委員会審査報告、平成23年第6回定例

会付託)

日程第25 議案第18号 平成24年度遠軽町一般会計予算

日程第26 議案第19号 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計予算

日程第27 議案第20号 平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議案第21号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計予算

日程第29 議案第22号 平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算

日程第30 議案第23号 平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第31 議案第24号 平成24年度遠軽町水道事業会計予算

日程第32 議案第25号 平成24年度遠軽町下水道事業会計予算

◎出席議員(17名)

議 長 18番 前田篤秀君 17番 浅 水 輝 彦 君 石 田 通 行 君 今 村 則 康 君 1番 2番 4番 林 照 雄 君 5番 黒 坂 貴 行 君 6番 松田良一君 7番 岩 上 孝 義 君 岩澤武征君 8番 山田和夫君 9番 山谷敬二君 10番 杉 本 信 一 君 11番 12番 高 橋 眞千子 君 13番 荒 井 節 明 君 奥田 阿部君枝君 15番 稔 君 14番

16番 髙橋義詔君

◎欠席議員(1名)

3番 清野嘉之君

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 委 員 会 富 永 史 朗 君

◎説明員

副 町 長 広 井 澄 夫 君 総務部長 高 橋 義 久 君 民生部長 村 本 秀 敏 君 経済部長 嶋 朝雄 君 高 経済部技監 松井 雅 弘 君 総務部参与 佐 藤 優 君 民生部参与 石 川 弘 美 君 総務課長 寒河江 陽 __ 君 情報管財課長 岩山 靖彦君 企 画 課 長 藤 俊 之 君 加 財 政 課 長 太田 守 君 保健福祉課長 松橋 行 雄 君 保健福祉課参事 小野寺 健 君 住民生活課長 渡辺 喜代則 君 税務課長 鈴木光 男 君 農政林務課長 安藤清貴 君 商工観光課長 宏 君 建設課長 君 大河原 忠 中川原 英明 建設課参事 宏君 水道課長 君 山本善 岸 野 博美 会計管理者 松本妙 子 君 生田原総合支所長 村 宏 君 畄 丸瀬布総合支所長 工藤 広 君 白滝総合支所長 池田博 利 君 敏 教育部長 教 育 男 君 河 原 英 本 健 君 長 橋 教育部次長 社会教育課長 中 男 藤江敏博君 村 哲 君 史 工藤 佐 川 社会体育課長 雄 君 図書館長 君 重 哲 総務課参事 藤本陽 一君 吉 博 之 監查委員事務局長 君 田 農業委員会事務局長 安 江 陽一郎 君 吉田博之 君 選挙管理委員会事務局長

◎議会事務局職員出席者

事務局長 伯谷正明君 庶務·議事担当主任 小玉美紀子君 事務局主幹 河本伸二君 庶務·議事担当主任 梶田淳一君

◎開会宣告

〇議長(前田篤秀君) 本日をもって招集されました平成24年第1回遠軽町議会を開会 いたします。

◎開議宣告

○議長(前田篤秀君) 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

- ○議長(前田篤秀君) 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。
- ○議会事務局長(伯谷正明君) 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

なお、清野議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会 長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員 の平成23年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況に つきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ること もありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第33までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきま す。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(前田篤秀君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩上議員、杉本議員を 指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

〇議長(前田篤秀君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

〇10番(杉本信一君) -登壇-

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成24年第1回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月5日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月10日から11日及び12日から14日までの5日間は、休日及び予算審査 のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月14日午後5時までに事務局へ提出されますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月16日までの9日間と したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 平成24年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成24年度教育行政執行方針

○議長(前田篤秀君) 日程第3 平成24年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成24年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

〇町長(佐々木修一君) - 登壇-

平成24年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成23年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

生田原コミュニティセンター「ノースキング」浴場等改修工事についてでありますが、 昨年12月18日に浴場の利用を再開したところ、サウナ室を利用された女性の方にシッ クハウス症候群が疑われる症状が出たことから、直ちに使用を休止するとともに、サウナ 室内空気中の揮発性有機化合物濃度の測定を行いました。

その結果、ホルムアルデヒドとアセトアルデヒドの2成分が国の指針値を超えていることが判明いたしましたので、揮発性有機化合物の発生要因となる建材をすべて撤去し、再度サウナ室の改修工事と強制換気を行った結果、2月13日の測定で国の指針値以下であることの安全性が確認されましたので、2月16日から使用を再開したところであります。

このたびの改修工事により、長期間にわたりサウナ室の利用を休止する事態になりまし

たことについて、御利用いただいているお客様や指定管理者であります株式会社生田原振 興公社を初め、町民の皆様に多大な御迷惑をおかけしたことに対し、深くおわびを申し上 げます。

今回の工事により揮発性有機化合物が発生した原因については、当初改修工事と再改修工事に使用した建材の加熱による簡易分析測定を行った結果、当初の工事で不陸調整用下地材のラワン合板から高い揮発性有機化合物濃度が確認されたことから、ラワン合板が主たる原因と判断いたしましたが、サウナ室という高温状態になる環境において、揮発性有機化合物が発生する可能性を想定できなかったことも一つの要因と考えております。

いずれにいたしましても、このたびの事態を重く受けとめ、担当職員等に対し注意をするとともに、事態の再発防止に努めるよう指示したところであり、今後、このような事態が起きないよう取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。

なお、再度の改修工事に係る経費につきましては、平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)を専決処分いたしましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、遠軽農林水産物直売・食材供給施設の指定管理についてでありますが、本施設は、平成10年度に国の事業であります山村振興等農林漁業特別対策事業の補助を受けて、株式会社遠軽農業振興公社が農業振興施設として建設したものであります。

平成21年2月に公社から本町に寄附を受けましたので、公の施設として指定管理者を 公募し、平成21年5月から平成24年3月末までの間、株式会社丸瀬布観光公社と指定 管理に関する基本協定を締結して管理運営をしているところであります。

指定管理期間が満了することに伴い、昨年11月に遠軽町内の法人を対象に指定管理者の公募を実施しましたが、応募がなかったことから、12月に再度公募を行っています。 この間に1件の問い合わせがありましたが、残念ながら応募には至っておりません。

公募の結果を踏まえ、新年度以降における施設の対応については町が維持管理することにしておりますが、今後の施設のあり方については、地域の振興や商店街の活性化なども十分考慮しながら、商工会議所や観光協会など関係団体の御意見なども伺い、慎重に検討してまいりたいと考えております。

平成21年からの3年間、指定管理をお受けいただきました株式会社丸瀬布観光公社には、本施設の管理運営を初め地域の振興に御理解と御協力を賜りましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、友好都市災害時相互応援に関する協定についてでありますが、合気道創設者ゆかりの地域として、本町と友好都市の関係にある和歌山県田辺市、京都府綾部市、茨城県笠間市の4市町の間で、2月15日に災害時相互応援に関する協定を締結いたしました。

今後、協定市町において災害が発生した場合に、食料、飲料水及び生活必需品や資機材の提供、また、救護、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣などの相互応援を確認したところであります。

また、東日本大震災における被災地域への人的支援についてでありますが、全国町村会

に登録をしていました本町の保健師の派遣が決定し、本年4月から1年間、延べ6人の保健師が、本町の陸上自衛隊員が災害派遣活動を行った岩手県宮古市において、仮設住宅などに居住している被災者の健康保持活動などを支援することとなりました。

次に、陸上自衛隊遠軽駐屯地によるハイチ救援活動についてでありますが、一昨年、中南米のハイチ共和国で発生した大地震の復興支援を行う国際平和維持活動のため、連隊長を救援隊長とする中心部隊として、2月9日及び2月26日に計75人がハイチ共和国へ出発し、約半年間、その任務に当たることとなりました。

本町といたしましては、派遣隊員の留守家庭を支援するための窓口を設置したところであり、派遣隊員が無事任務を終えて駐屯地に戻ることを願うものであります。

次に、遠紋地域精神科医療体制の維持及び強化についてでありますが、遠紋地域の精神 科医療については、医師確保を含めた医療体制の充実が重要な課題となっており、その中 心的役割を担っている遠軽学田病院の医師確保等の問題は、本町だけでなく、遠紋地域全 体の課題であります。このため、遠紋7市町村に呼びかけ、2月22日に合同で北海道に 対し、遠紋地域の精神科医療体制の維持及び強化について要望を行ってまいりました。

今後もさらなる維持及び強化に向け、関係市町村並びに関係機関と連携を図ってまいります。

次に、湧別原野オホーツク100kmクロスカントリースキー大会についてでありますが、2月26日に、本町と湧別町が連携して実施しております第27回湧別原野オホーツク100kmクロスカントリースキー大会が開催されたところであります。

本大会は、平成18年の大雨災害により大会コースが寸断されたため、やむなく国内最長の大会を断念し、コースを短縮するなどして実施してまいりましたが、大会関係者の御尽力と地権者並びに関係機関の御協力により、大会コースが復活し、6年ぶりに白滝天狗平「北大雪スキー場」をスタートとする100kmクロスカントリースキー大会が行われたところであります。

大会当日は、国内最長の距離となる $8.5 \,\mathrm{km}$ コースに $4.8.0 \,\mathrm{人}$ がエントリーし、また、 $1.0.0 \,\mathrm{km}$ 駅伝コースでは $1.1 \,\mathrm{f}$ ーム $5.5 \,\mathrm{\dot{L}}$ 人がエントリーし、白銀の湧別原野を元気に疾走したところであります。

本大会の大会運営のため、早朝から御協力いただきました関係者の皆様を初め、御支援 いただきました各地域のボランティアの皆様に心からお礼を申し上げます。

次に、平成24年度予算を初め、関連する議案の御審議をいただくに当たり、私の町政 執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて御説明申し上げ、町議 会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

私が平成21年10月に町政を担わさせていただいてから、はや2年が経過いたしました。

「町民の幸せ」を最優先し、町民の皆様の声に耳を傾け、同じ目線に立ち、本町が抱える多くの課題に全力で取り組んでまいりました。この間、町民並びに町議会の皆様には、

さまざまな形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

任期の折り返しを迎え、町長就任時に掲げた政策についても、一歩ずつでありますが着 実にその実現の運びを見ているところであり、今後とも本町の置かれている状況を的確に 認識し、町民の負託にこたえるよう町政運営に努めてまいります。

次に、我が国の経済状況は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、先行きについては、各種の政策効果を背景に、穏やかな持ち直し傾向が続くことが期待されています。

また、国の平成24年度の経済財政運営の基本的態度においては、東日本大震災からの 復興に全力を尽くすとともに、欧州債務危機による先行きリスクを踏まえ、景気の下振れ の回避に万全を期し、デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪 循環を防ぐこととされています。

国の平成24年度予算については、「日本再生元年予算」と位置づけ、震災復興に引き続き最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」等を通じて我が国経済社会の再生に向けた取り組みを進め、財政健全化については、経済成長と並ぶ車の両輪として進めるべき必須の課題であることから、社会経済一体改革を着実に実現するとともに、「財政運営戦略」の目標達成に向け、引き続き取り組むとされています。

これらを視野に入れた本町の平成24年度予算は、震災後の町政を取り巻く状況の変化を注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営を確立するため、しっかりと足元を固めて現下の逆風に立ち向かう重要な年であります。

さらなる行政改革を着実に進め、第1次遠軽町総合計画及び公約に掲げた五つの柱を基本施策として、限られた財源を有効に活用し、事業の選択、見直し、検証を行い、地域経済の活性化と町民の皆様の期待にこたえるべく予算編成を行ったところであります。

次に、平成24年度に実施してまいります主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目は、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」です。

豊かに生きるための環境として、自然と共存、共生するまちづくりを進めます。

自然環境の保全と活用については、森林は、木材などの生産のほか、生物多様性の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、保健休養の場の提供などの多面的機能を有していることから、下刈り、間伐等の適切な森林の整備を行うとともに、森林所有者の負担軽減と地域間伐材の有効活用を推進するため、引き続き助成を行ってまいります。

豊かな地域資源や地域特性を生かした新エネルギー関係でありますが、遠軽町地域新エネルギービジョンに基づく太陽光プロジェクトを推進する取り組みとして、住宅用太陽光発電システムの助成制度を平成21年度から3年間実施してまいりましたが、事業期間における設置件数は97件で、地球温暖化防止のみならず、地域経済の活性化に大きな効果を上げることができました。このため、現行制度を一部見直し、平成24年度以降も引き続き支援制度を実施し、環境に配慮した新エネルギーの普及促進と地域振興を図ってまい

ります。

道路環境の整備と充実については、地域発展のためには、産業や生活基盤となる交通網の整備が必要です。このため、道央・道北圏域とオホーツク圏域の交流促進、物流の効率化、観光の活性化に資する高規格道路「旭川紋別自動車道」及び地域高規格道路「遠軽北見道路」の整備促進について、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、野上通は平成18年度から事業が進められてきており、引き続き事業実施が予定されています。遠軽雄武線の改良事業は、平成17年度から事業が進められてきており、本年度は道道社名淵瀬戸瀬停車場線(見晴公民館地先)までの延長約2.4キロメートルの工事が予定されているとともに、白滝原野白滝停車場線の歩道整備については、平成24年度に完成が予定されています。

道河川の整備については、生田原川の河川改修工事で、豊里地区43号地先の延長約300メートルの整備と、本町が計画している中央幹線放水路に併せて40号地先に排水溝の新設が予定されています。

サナブチ川では、見晴地区鏡の沢川地先から千代田地区黄金川地先までの延長約3.4 キロメートルの河川改修事業が計画されており、平成24年度より調査設計が予定されています。

町道の整備については、住民の生活に必要不可欠な生活道路として計画的な整備が望まれており、緊急度を考慮しつつ、他事業と連携した効率的な整備を進めるため、向遠軽開拓道路、南町39号線通、寿7号線等の改良、舗装工事を実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため除排雪機械の更新を行い、関係機関と連携を図り、除排雪の充実に取り組んでまいります。

公共交通の充実については、交通弱者の移動手段として、現在、遠軽町内で町営バス4路線、民間バス3路線の計7路線が運行しており、各路線とも不採算路線となっておりますが、町民の交通の利便性を確保し、民間バス事業者等に対する運行補助を行い、バス路線の確保を図ってまいります。

情報・通信の整備については、地上デジタル放送移行に伴う難視聴の解消は、平成23 年度にほぼ完了したことから、今後は町有施設の維持管理を行うほか、テレビ組合が管理 運営する有線共同受信施設の運営に対して支援をしてまいります。

二つ目は、「安全・安心で住みごこちの良いまちづくり」です。

環境を保全し、快適でうるおいのある生活環境づくりを進めるとともに、安心して安全 に暮らせる住みよいまちづくりを進めます。

住宅環境の向上については、日常生活を快適に暮らす生活基盤として良好な住宅環境づくりが求められており、栄行団地及びふくろ団地公営住宅の建設に着手するほか、既存の町営住宅の適切な維持管理に努め、快適で安心して暮らせる良好な住宅環境の整備を進めてまいります。

上水道の充実については、ライフラインとして生活や経済活動などに欠かすことのでき

ない上水道には、安全な水を安定して供給することが求められており、老朽化した石綿管の更新を行うとともに、丸瀬布・生田原地域の給水体制の充実を図るため、給水区域等の変更を行い、計画的な施設整備を進めてまいります。

下水道の充実については、下水道の計画的な整備を推進するため管渠工事を進め、水洗 化の普及に努めるとともに、使用水量が増加している南町ポンプ場の増設に向けた実施設 計を行ってまいります。

また、遠軽下水処理センター等について、老朽化に伴う効率的な施設の更新を行うため、長寿命化計画を策定し、施設の整備を進めてまいります。

防災・危機管理体制の強化については、昨年、本町で初めての総合防災訓練を実施し、 関係機関との連携のもと防災体制の充実並びに町民の防災意識の高揚が図られたところで あり、本年度は丸瀬布地域での防災訓練を予定しています。

また、災害時においては、食料、生活必需品などの救援物資の確保が重要であり、備蓄を計画的に進めていかなければなりません。このため、石油ストーブ、まきストーブ、災害用毛布、災害用カーペット、非常用食料を購入し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

さらに、湧別川増水時の東町地区の浸水対策として計画しています中央幹線放水路の整備に向けて調査設計を行ってまいります。

ごみ処理の充実については、清潔で快適なまちづくりのためには、ごみの適正処理対策が重要であり、関係3町の協議に基づき、遠軽町清掃センターごみ焼却施設の更新に向けた基本構想等を策定するとともに、新たな焼却施設の運用に必要な水量を確保するため、給水管布設に向けた認可及び実施設計の業務委託を行い、事業実施に向け関係機関と協議を進めてまいります。

また、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化に向け、ごみの減量化等に取り組んでまいります。

三つ目は、「元気な産業と活力あるまちづくり」です。

地域の資源を活かし、魅力的で活気あふれる産業づくりを進め、町民が働きやすいまちづくりを進めます。

農業の振興については、基幹産業である農業の振興のため後継者の確保や新規就農の促進に取り組んでまいりましたが、本年度、白滝地域の新規就農者に対して奨励金等の支援を行い、新たな農業の担い手育成を図るとともに、高収益作物として地域に定着させることを目的に、枝豆、アスパラガス、ニンニクの栽培を行う農業者団体に対し、引き続き助成を行ってまいります。

酪農については、自給飼料増産のための草地整備改良等に取り組むとともに、特殊疾病清浄化対策として、牛ウイルス性下痢、粘膜病(BVD-MD)撲滅のため、酪農家の検査に対して助成を行うとともに、酪農経営の向上や生産性の向上に資するため、連動スタンチョン整備事業に対し、新たに助成を行ってまいります。

商工業の振興については、行政区分の壁を越え、各市町村の特産物を使い、新たな商品やグルメを生み出し、全国区まで広めるため、STVラジオが企画主催するイベント「風土&FOODふえすていばる」に参加し、特産品のPR並びに地場産業の振興を図ります。

また、中小企業の経営は、依然として厳しい状況に変わりないことから、遠軽町企業振興促進条例に基づく助成を引き続き実施することにより、地域経済の発展及び雇用機会の拡大を図り、本町における企業立地の促進、新規起業、新規事業展開を支援してまいります。

さらに、建設工事等の減少で厳しい経営を強いられている町内建設事業者への支援策として、昨年、遠軽商工会議所が発行した「プレミアム付建設券」の発行事業は、建設工事の新たな需要を創出して地域活性化につながったことから、本年度も引き続き助成を行ってまいります。

観光の振興については、本町には各地域に魅力ある観光施設があり、これらの相互連携による地域の活性化が期待されます。

本年は、太陽の丘コスモス園、コスモスフェスタとも10周年の節目の年となるほか、 やまべまつり、まるせっぷ観光まつり、藤まつりもメモリアルイヤーとなることから、それぞれふさわしい企画を予定しています。

また、100kmに復活した湧別原野クロスカントリースキー大会については、冬季の貴重な観光資源として地域の活性化に寄与しており、多くの方に参加していただくよう、関係機関と連携し、PR活動を積極的に行ってまいります。

雇用対策の充実については、国の経済見通しによると、震災後の本格的な復興施策の集中的な推進によって、着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、景気は緩やかに回復していくことが見込まれていますが、本町の雇用・就職環境は回復しつつあるものの厳しい状況が続いております。このため、国の緊急雇用創出事業を活用した事業を実施することにより、雇用と就業機会を創出し、新たな雇用の場の確保に努めてまいります。

四つ目は、「健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくり」です。

だれもが健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・子育て環境の充実に努め、 互いに支え合い、安らぎのあるまちづくりを進めます。

保健対策の充実については、町民の皆様が健康で暮らせるよう、疾病を未然に防ぐための各種検診の実施とその受診率の向上に努め、メタボリックシンドロームに起因する糖尿病や高血圧は予防可能なことから、生活習慣病予防に向けた保健指導の実施と、心筋梗塞、脳梗塞、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を防ぐためにも、さらなる指導の充実に努めてまいります。

予防接種の実施によって感染の恐れのある疾病の発生、流行の防止や医療費の抑制のために、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の全額又は一部助成と、子宮頸がん、ヒブ及び小児肺炎球菌ワクチン接種に係る費用の全額を引き続き助成してまいります。

また、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊産婦検診の公費負担、乳幼児健診による発達、発育の確認、さらに育児不安等に対処するための相談体制の強化、各種事業等の充実を図ることで親子の精神的サポートを行うとともに、孤立や虐待等を未然に防ぐなど関係機関との連携強化に努めてまいります。

医療体制の整備については、住民が安心して暮らせるよう地域医療の充実が求められていることから、丸瀬布厚生病院の医療機器更新に対して助成を行うとともに、生田原診療所についても医療機器の更新を行ってまいります。

子育ての推進については、次代の社会を担う子どもたちを社会全体で応援するため、子 ども手当を現行の国の支給基準に基づき、中学校修了までの子どもを対象に予算措置をし たところであります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心 して暮らせる環境の整備が求められております。

老朽化等から整備が検討されていた養護老人ホーム緑の園が、用途の一部を地域密着型 小規模特別養護老人ホームに変え、複合型老人福祉施設として改築されることから、これ らの施設整備に対し助成を行ってまいります。

五つ目は、「いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり」です。

遠軽の将来を担う子どもたちの育成と、暮らしに心のゆとりと潤いがあり、郷土に誇り と愛着が持てるまちづくりを進めます。

教育の振興については、新学習指導要領では、「生きる力」の育成を理念として、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれの役割を果たし、児童・生徒に調和の取れた「知育・徳育・体育」を身につけることが求められており、そのためには学校や教員に対しての信頼を確立することが重要であることから、今後も校内研修や各種研修機会を充実し、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

義務教育の充実については、学校環境の維持・向上を図るため、引き続き南小学校の大 規模改修工事を実施するとともに、各学校遊具の改修工事等を実施してまいります。

また、白滝小学校が開校100周年を迎えることから、記念事業協賛会に対し支援を行ってまいります。

学校給食については、安全・安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底に努めるとと もに、新年度から遠軽小学校では新たな施設での学校給食を開始することから、職員体制 を強化し、管理運営体制の充実に努めてまいります。

体育施設の充実・活用については、新年度から遠軽地域の体育施設は、指定管理者制度 を導入し、利用者の視点に立った管理運営により利便性の向上を図り、より一層のスポー ツ振興に努めてまいります。

また、地域の交流人口の拡大や地域の活性化につながる各種スポーツ大会、合宿の誘致 に取り組んでおりますが、新たな団体の誘致に向け、スポーツ合宿誘致活動助成金交付基 準を改正するとともに、受入体制を含め施設環境整備について検討を進めてまいります。

文化財の保護・活用については、遠軽町埋蔵文化財センターと連動する遠軽町白滝ジオパーク交流センターが整備され、ジオパークに関する展示・研究・情報発信機能が集約され、受入体制が整ったところであります。これにより、黒曜石原産地及び国指定史跡「白滝遺跡群」などの地質遺産や文化遺産、自然環境を教育や新たな観光資源として活用することにより、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られることを期待するものであります。

また、長年の懸案事項である文化センターの建設については、昨年、文化センター等を考える会から老朽化した福祉センターと文化センターの機能を有した施設の建設に向け進言書をいただいたところであり、現在、進言書の内容を含め様々な角度から検討を行っているところであります。今後、議会とも十分協議させていただき、建設の是非を判断させていただきたいと考えております。

六つ目は、「みんなで進める協働のまちづくり」です。

地域ぐるみのまちづくりの推進体制の充実を図り、将来を見通した行財政基盤の充実、 無駄のない効果的なまちづくりを目指すため、住民とともに取り組む協働のまちづくりを 進めます。

行政改革の推進については、昨年策定しました第2次行政改革推進計画の取組方針に基づき、地方分権型社会にふさわしい行財政システムを確立し、行政機能の向上と効率化を図り、持続可能な自治体運営の確立に向け取り組んでまいります。

また、職員の意欲、知識、能力の向上等を図るため、自主研究グループ活動費補助金を 創設し、職員の人材育成を図ってまいります。

自衛隊関係については、国家の安全保障のみならず、自然災害等に対する地域のセーフティーネットの確立に重要な役割を担っている陸上自衛隊遠軽駐屯地は、まちづくりを進める上で、本町だけでなく周辺市町村にとっても欠かすことのできない存在であり、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会等の関係団体との連携をより強め、ともに歩調を合わせて、積極的に存置活動に取り組んでまいります。

以上、平成24年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げました。 次に、平成24年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費、公債費等の減により、対前年比4.9%の減、投資的経費については、養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金、消防救急デジタル無線整備負担金の増により、対前年比25.8%の増となり、総額で対前年比2.3%増の136億3,500万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計27億1,011万6,000円、後期高齢者医療特別会計2億8,767万4,000円、介護保険特別会計13億9,760万1,000円、個別排水処理事業特別会計689万4,000円、公共用地先行取得事業特別会計873万4,000円の5会計で44億1,101万9,000円、公営企業会計については、水道事業会計7億1,166万4,000円、下水道事業会計15億6,68

5万3,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算規模は、対前年比1.7%増の203億2,453万6,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成24年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、法人町民税は、経済不況が続いていますが、黒字企業には回復の兆しが見られるため対前年比9.0%増を見込み、個人町民税につきましても、給与所得は減少していますが、子ども手当、高校授業料無償化により、19歳未満の扶養控除が縮小されるため、対前年比1.3%増を見込む一方、固定資産税は、評価替えにより、土地、建物とも評価額が下落しているため、対前年比7.7%減を見込み、総額で対前年比1.9%減の19億7,639万8,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画により見込み計上したところです。

国庫支出金・道支出金は、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として予算措置をしたところです。

また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、生田原地区有線放送施設愛の鐘ケーブル等撤去に係る経費、白滝地域、丸瀬布地域開基100年記念事業及び合気道開祖植芝盛平翁ゆかりの地入植100年記念事業に対する補助金、庁舎ネットワークシステム機器、確定申告システム機器更新及び住民基本台帳システム改修に係る経費、高規格道路ロックバレースキー場周辺協議資料作成業務委託料、ジオパーク案内板設置工事に要する経費等を計上したところです。

交通安全対策では、交通安全推進事業に要する経費、町内生活交通路線運行維持に係る 民間バス事業者支援に要する経費、町営バスの運行に要する経費等を計上したところで す。

自治振興対策では、自治会活動支援に要する経費、交通安全・防犯・青少年健全育成を 柱とした安全安心まちづくり事業に要する経費を計上したところです。

民生費については、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営に要する経費を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援に要する経費、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉対策に要する経費、養護老人ホーム緑の園等建設事業に対する補助、児童自立支援施設整備に対する補助、子ども手当支給事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦検診事業 に要する経費、子育て支援事業に要する経費、予防接種事業に要する経費、地域医療対策

として、丸瀬布厚生病院医療機器整備に対する補助、生田原診療所医療機器更新、遠軽町 清掃センターの施設更新に向けた水道認可変更及び水道管布設実施設計業務委託に要する 経費等を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費、緊急雇用創出事業に要する経費等を計上したところです。

農業費の農業振興では、農業後継者対策に要する経費、ニンニク栽培等に補助する農産物栽培奨励事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業融資・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業に要する経費等を計上したところです。

また、道営草地整備事業で実施する生田原八重牧場、白滝支湧別牧野の草地改良事業等の負担金、中央幹線放水路調査設計委託に係る経費等を計上したところです。

林業振興では、有害鳥獣駆除に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森 林所有者情報整備事業委託、森林整備地域活動支援対策事業、平和山公園小規模治山事業 に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業及び企業振興促進助成事業に要する経費、新たな建設工事の需要を創出し、町内経済の活性化を図るためのプレミアム付建設券発行に係る補助金等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会等が主催する各種イベントの推進及び地域イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター「ノースキング」の旧館換気設備等改修工事に要する経費等を計上したところです。

土木費の道路関係では、向遠軽開拓道路改良舗装工事、南町39号線通道路改良舗装工事、東2線道路防雪工事(防雪柵)、瞰望岩通防雪工事(雪崩柵)、学田1丁目1条通道路改良舗装工事、寿7号通道路改良工事、白滝市街西線道路改良舗装工事、社名渕原野道路阿部橋架替工事実施設計負担金、西町跨線橋解体工事実施設計負担金、市街地40号推進工事実施設計負担金、除雪対策として、除雪ドーザ購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、地籍整備事業、中央通交通バリアフリー歩道整備工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、ふくろ団地公営住宅新築工事、栄行団地公営住宅建設工事等に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費、消防 救急デジタル無線施設整備に要する経費等を計上したところです。

教育費については、白滝小学校開校100周年記念事業補助金、学校環境の整備、学校 教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金等に要する経

費等を計上したところです。

学校施設整備では、南小学校大規模改修工事、小学校遊具設置工事、遠軽小学校放送設備等更新工事、南中学校バリアフリー対策工事に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育団体や人材の育成に要する経費、遠軽町埋蔵文化財センター運営に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、図書資料等の充実、読書の普及等、図書館事業に要する経費等を計上したところです。

スポーツ振興関係では、指定管理者制度導入に伴う委託料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費等を計上したところです。

施設整備では、白滝柔剣道場水洗化工事に要する経費等を計上したところです。 次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、健康で明るい生活を送るためのかけがえのない相互 扶助の精神に基づき、病気、けが、出産等の際の保険給付を行うとともに、生活習慣病の 予防のため、特定健康診査・保健指導を実施しており、歳入については、国・道負担金、 前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出について は、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政 共同安定化事業拠出金及び特定健康診査等に係る経費を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、 本町の対象者3,760人が加入をしており、歳入については、同広域連合が示す保険 料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、後期高齢者広域連合納付金及び 事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では、保険料収入について、1号被保険者を6,6 89人と見込み、また、国・道負担金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠 軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところで す。

個別排水処理事業特別会計については、丸瀬布及び白滝地域の公共下水道処理区域外の 個別排水処理施設の整備を実施しており、歳入については使用料及び手数料等を計上し、 歳出については浄化槽設置工事費及び維持管理経費等を計上したところです。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計から の繰入金をもって充当するものです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、給水戸数を9,591戸と予定し、収益的収入では、水道料金等4億7,580万4,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として4億6,736万2,000円を予定したところです。

また、資本的収入では工事負担金等2,556万7,000円、資本的支出では、水道管布設替工事、水道メーター検満取替経費及び企業債償還金等2億4,430万2,000円

を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,472戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等8億6,323万9,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として8億6,003万7,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等2億4,028万6,000円、資本的支出では、管渠設計調査業務委託、下水処理センター更新工事、管渠工事及び企業債償還金等7億681万6,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、生田原コミュニティセンター「ノースキング」浴場等改修工事による改修後のサウナ室内からのシックハウス症候群の原因物質が検出されたことに伴う再度の改修工事に急を要したため、平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります宿谷隆司氏及び城岡令子氏が平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、上砂川町が砂川地区広域 消防組合に加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて 協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定については、遠軽町まちづくり自治基本条例の適正かつ円滑な運用を図るとともに、地域社会の変化に合わせた条例の見直しを行うために必要な調査、検討及び審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定するものです。

議案第3号遠軽町税条例の一部改正については、地方税法の一部改正等に伴い、条例の 一部を改正するものです。

議案第4号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正については、児童福祉法の一部改正 に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第5号遠軽町介護保険条例の一部改正については、平成24年度から平成26年度 までに係る第5期介護保険事業計画の策定に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第6号遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部改正については、軌道用自転車 を運行するため、条例の一部を改正するものです。

議案第7号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正については、いこいの森の 施設を追加、廃止し、使用区分等を整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を

高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅 法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第9号遠軽町図書館条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による図書館法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町簡易水道事業の生田原簡易水道及び丸瀬布簡易水道の給水区域等の認可変更並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公営企業法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第11号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、住宅用太陽光発電システムモニター事業の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第12号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

歳入については、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金及び地方債などについて、 事務事業の確定により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てする ものです。

歳出については、事務事業の執行精査のほか、燃料単価高騰に伴う施設燃料費の追加、 職員共済組合負担金、畜産担い手育成総合整備事業負担金、企業振興促進補助金、全道リ コーダーコンテスト及び全国中学校スキー大会等出場に伴う学校行事負担金等に係る経費 等を計上したところです。

議案第13号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金追加に係る経費等を計上したところです。

議案第14号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、介護保険システム改修業務委託料及び介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等を精査し、補正するものです。

議案第15号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第16号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)については、工事費等を精査し、補正するものです。

議案第17号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)については、国庫補助金、委託料及び工事費等を精査し、補正するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

なお、工事請負の契約締結について追加提案をいたしたいと考えておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、平成24年度施政執行方針及び提出 案件要旨の説明といたします。

〇議長(前田篤秀君) 11時10分まで暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時11分 再開

〇議長(前田篤秀君)休憩前に引き続き、会議を開きます。富永教育委員長。

〇教育委員長(富永史朗君) -登壇-

平成24年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を御説明申し上げ、町議会並びに町民の 皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

初めに、学校教育について御説明申し上げます。

小学校は平成23年度から、中学校は本年4月から、新学習指導要領が全面実施されることになりましたが、新しい要領では、「生きる力」の育成を理念として、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれに役割を果たし、児童・生徒に調和のとれた「知育・徳育・体育」を身につけることが求められております。

「知育」伸長の第1は、「確かな学力」であることから、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、「基礎的・基本的な知識や技能の修得」を確実なものにするよう努めてまいります。

第2は、修得した基礎的・基本的な学習内容を活用して、生き方の基盤となる言語能力 を育てながら、「思考力・判断力・表現力等の育成」を図ってまいります。

第3は、小・中学校の接続や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の 三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら、小・中学校では2学期制を指向するなど教 育環境を整え、「学びの質」を高めてまいります。

次に、「徳育」でありますが、児童・生徒の「豊かな心」を育てるためには、基盤となる道徳教育を充実し、善悪の判断、他者を思いやる心情や絆、自然と共生する心などを培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会の一員として様々な集団と関わる中で、一人一人の「豊かな育ち」の涵養に努めてまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健康な身体」を育てるためには、全国体力・ 運動能力・運動習慣等調査の結果を踏まえ、保健体育の時間や小・中学校のクラブ活動や 部活動、さらには社会教育などと連携しながら、心身ともに「健やかな身体づくり」を推 進してまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に、「学校安全」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先にして、「安全教育」「安全管理」について組織的に取り組んでまいります。あわせて、いじめや不登校の解決、インターネットや携帯電話におけるモラルの確立などについても、生徒指導を充実し、家庭・地域・関係機関との連携を図り、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを推進してまいります。

2点目に、「特別支援教育」につきましては、平成22年度から特別支援教育支援員を 小・中学校に配置しておりますが、制度の拡充を図りつつ、一人一人の個性に応じて、適 切な指導・支援に努めてまいります。

3点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童生徒に食に関する 正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるとともに、「地産地消」にも努めてまいり ます。

最後に、「信頼される学校」について申し上げます。

学校存立の基盤は、「一人一人の教師の信頼」にかかっております。

そのため、適切な学校評価や校内研修を充実させるとともに、各種研修事業への参加を 奨励するなど、専門職としての資質を高めてまいります。

あわせて、学校評議員制度を活用するなどして、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる「風通しのよい学校づくり」を進め、町民の負託にこたえるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、私立幼稚園における就園奨励事業について、国の要綱に沿って支給額の引き上げを行い、引き続き幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図ってまいります。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、勤務日数を拡充するとともに、引き続き、すべての小・中学校に配置できるよう予算措置し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、教職員の資質向上を図り、学校や教員に対しての信頼を確立するため、引き続き 教職員の各種研修活動への積極的な参加を促すとともに、研修機会の充実に努めてまいり ます。

英語指導助手につきましては、引き続き3名を招致し、各中学校を核とした授業や生涯 学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小 学校における外国語活動についても、言語や文化に対しての理解を深めるため、さらなる 活用を図ってまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスの運行を行うとと もに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、白滝小学校が、遠軽尋常小学校所属特別教授場として大正2年に開校してから100周年を迎えることから、100周年記念事業協賛会に対し支援を行ってまいります。

施設整備につきましては、平成23年度からの3カ年事業であります南小学校大規模改修工事を継続実施してまいります。

また、平成23年度に実施した各学校の遊具の点検結果に基づき、遊具の撤去、修理及び更新をするとともに、生田原小学校及び丸瀬布小学校の児童用パソコンを更新し、学習環境の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、食中毒防止策を強化するとともに、学校給食のスムーズな運営のため、備品の更新等、適正な備品管理に努めてまいります。

また、遠軽小学校では新たな給食施設が完成し、新年度から給食を開始することから、 児童に対して安全・安心な給食を提供するため職員体制を強化し、衛生管理に万全を期し てまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

教育基本法の改正を受け、平成20年6月に改正された「社会教育法」では、生涯学習のより一層の振興を図るための適切な学習支援・奨励を行うことと、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実が求められ、さらに同年7月には「教育振興基本計画」が閣議決定され、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」、「家庭の教育力の向上を図る」、「いつでもどこでも学べる環境をつくる」などへの取り組みが求められたところであります。

これらの期待に応えるためには、町民一人一人が、生涯の「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ、成果を生かしていく社会の中で自己実現が図られるよう、社会教育の様々な事業展開を初め、社会教育施設である公民館や図書館、博物館の活動等、社会教育全体で取り組む必要があります。

そのために社会教育としては、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報提供の充実、学習相談体制の充実等を図り、町民一人一人が自らの課題に対して、自主的・主体的に取り組めるよう積極的に支援してまいります。

また、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域との連携・協力を強化し、各種事業の実施に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ振興法の制定から50年が経過し、スポーツをめぐる状況が大きく変化したことから、平成23年8月に、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「スポーツ基本法」が制定され、基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポー

ツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められたところであり、多様なスポーツ機会の 確保のための環境整備などが求められたところであります。

これまでも社会体育は、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進し、地域の連帯 感・一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に取り組むことが求められてきました。

また、青少年の豊かな心や健やかな身体の育成・スポーツ活動を通して、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成など、さらには健康づくりの増進にも努めてきたところであります。

そして、今後も引き続きスポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、 技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことが重要であります。

そのために社会体育としては、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町 民の「だれもが、いつでも、どこでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるように積極的に支援してまいります。

これらの社会教育、社会体育の推進に当たっては、新たに策定された第2次社会教育中期計画に基づき、多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯の各期に応じ、適宜・適切な事業や学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主な事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を活かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場の確保に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供や啓発資料の作成・配布など、家庭教育の総合的な支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学 習機会の提供や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、社会教育関係団体 の活動に対し支援を行ってまいります。

文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、遠軽町の埋蔵文化財の保存と普及活用を図るとともに、白滝ジオパークと連携した各種事業の実施に努めてまいります。

4図書館(室)につきましては、各図書館(室)間の連携を深め、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習の情報センターとしての利便性を高め、町民に親しまれる図書館(室)として運営してまいります。

また、遠軽町図書館、生田原図書館及び丸瀬布図書室間のネットワーク化については、 平成23年度末に運用を開始することから、今後、生田原図書館、丸瀬布図書室において も、遠軽町図書館同様の情報提供サービスを受けることができるよう努めてまいります。 次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを引き続き 開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

かねてから懸案でありました社会体育施設への指定管理者制度の導入については、遠軽 町体育協会との協議を進めてまいりましたが、昨年12月に基本協定書を締結したところ であり、本年4月から遠軽地域19施設が指定管理者による管理に移行するものでありま す。

この指定管理者制度の導入により、利用者本位の施設運営が期待されることから、町民サービスの向上並びに経費の節減が図られていくものと考えております。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックバレースキー場の維持経費、及びペアリフトの修繕や人工降雪設備の整備などに係る経費について支援を行ってまいります。

施設整備につきましては、白滝柔剣道場水洗化工事、丸瀬布水泳プール補修工事などを 実施し、施設の整備充実を図ります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について御説明申し上げましたが、教育委員会といたしましては、教育基本法の精神を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに生涯学習環境の充実に努めてまいります。

ここに、改めて、その使命と責任の重さを自覚するとともに、関係機関や団体と連携を 深めて、遠軽町教育の充実・発展に一層努力していく所存であります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成 24年度教育行政執行の方針といたします。

◎日程第4 承認第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度遠軽町一般会計補正予算第8号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

〇財政課長(太田 守君) 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第8号、専決処分書についてを御説明いたします。

生田原コミュニティセンター「ノースキング」浴場等改修工事による改修後のサウナ室内からシックハウス症候群の原因物質が検出されたことに伴う再度の改修工事のため予算措置に急を要しましたので、平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第8号)につきまして、平成23年12月30日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億9,261万5,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては400万円を追加し、総額を70億8,354万9,00円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計 136 億 8, 861 万 5, 000 円に 400 万円 を追加し、総額を 136 億 9, 261 万 5, 000 円とするものであります。

次に、2、歳出について御説明いたします。

7款商工費につきましては、400万円を追加し、総額を4億724万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計 136 億 8, 861 万 5, 000 円に 400 万円を追加し、総額を歳入歳出同額の 136 億 9, 261 万 5, 000 円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御 説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、生田原温泉ホテルノースキング管理事業400 万円の追加につきましては、サウナ室改修工事に係る工事請負費であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税400万円につきましては、普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

7款商工費、8ページから9ページ。

荒井議員。

- **〇13番**(荒井範明君) ちょっとお尋ねしますけれども、ノースキングの入浴客、年間 で券を買っているお客さんがいますよね。そういう人たちは2カ月ほどサウナが使えな かったので、その都度の入浴客については500円と、これは400円にして対応していたというのですけれども、年間の券を買っている方についての対応はどのようにしたので しょうか。
- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** お答えをさせていただきます。

現在、年間パスポートを御利用されている方につきましては、十五、六名の方、ちょっと今、資料を探しているところなのですけれどもいらっしゃいます。その方につきましては、当初の工事が11月20日だったと思うのですけれども……(「12月でしょう」と呼ぶ者あり)サウナ室だけでなくて浴場全体の改修の日から再開の2月16日の前の日、15日までの間、86日になりますけれども、その間については期間を延長させていただくということで、公社のほうから各御利用者の方に連絡をさせていただいているところでございます。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- ○13番(荒井範明君) 11月の当初の工事は予定されていたから、そのとおりだと思うのですけれども、12月18日に一回オープンして、その日に問題があって閉めましたよね。12月19日からずっと、2月15日まで休館なのですけれども、その間の対応というのは、そのパスポートの人たちに連絡しましたか。私はそのように聞いていないので、いつだろうと何回かノースキングのほうに電話をしたと。そうしたら、まだです、わかりませんという対応だったのだけれども、私たちの券の権利はどうなるのだろうかという問い合わせがあったのです。それで今、そういうふうに聞いたのですけれども、12月18日以降の対応についてはどのようにしましたか。
- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** お答えをさせていただきます。

サウナの改修に伴いまして、再開がいつになるかというのが、VOCガスの測定結果を 見なければわからないものですから、いつオープンできるということがわかりませんでし たので、その間については、基本的に期間を延ばしますよというのをホテルのフロントで お話をするとともに、張り紙をして周知をしていたというふうに聞いております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 荒井議員。
- **○13番**(荒井範明君) ホテルのフロントに張り紙をしたと言いますけれども、現場に 行かないとわからない、あるいは電話をしないとわからないということですよね。そうで はなくて、誰が買っているかは把握しているはずですから、現在こういう状況ですと。そ の間、期間延長しますからというふうに対応すべきではないか、こちらからむしろ積極的

にお客さんのほうに電話なり連絡すべきではないかということを私は言っているのです よ。違いましょうか。来て、フロントで張り紙を見ればいいのではないかということで しょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 岡村生田原総合支所長。
- **〇生田原総合支所長(岡村 宏君)** まことに申しわけございません。そこまで頭が回りませんでした。

ただ、年間パスポートを御利用の方については、ほぼ毎日と言ったらおかしいですけれども、週に三、四度御利用される方が多いものですから、いらっしゃっているのかなというふうに判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) ほかに。

次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成23年度遠軽町一般会計補正予算第8号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第5 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題 といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、宿谷隆司氏及び城岡令子氏が平成24年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地10。

氏名、宿谷隆司。

生年月日、昭和14年6月8日であります。

お二人目は、住所、遠軽町丸瀬布西町3番地7。

氏名、山本美栄子。

生年月日、昭和30年12月20日であります。

宿谷隆司氏、山本美栄子氏両名は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者としまして推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

〇議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第1号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長(寒河江陽一君) 議案第1号北海道市町村総合事務組合規約の変更について 御説明いたします。

上砂川町が砂川地区広域消防組合に加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規 約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を 求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第2の1から7の項中「上砂川町」を削るものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第1号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

これより、議案第1号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第7 議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会 条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

〇企画課長(加藤俊之君) 議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の 制定について御説明申し上げたいと思います。

この条例につきましては、遠軽町まちづくり自治基本条例の適正かつ円滑な運用を図るとともに、地域社会の変化に合わせた条例の見直しを行うために必要な調査、検討及び審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして本条例を制定するものでございます。

それでは、別紙をお開き願いたいと思います。

条例につきましては、10条で構成されておりまして、地域社会の変化に合わせた条例 の見直しを行うために必要な調査、検討及び審議を行うために規定するものでございま す。

第1条は、設置の規定でありまして、地域社会の変化に合わせた条例の見直しを行うために必要な調査、検討及び審議を行うため、法に基づきまして、遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会を設置を規定するものであります。

第2条は、所掌事務の規定でありまして、委員会で調査、検討及び審議した結果につきまして、町長に具申することを規定するものでございます。

第3条は、定数の規定でありまして、委員会の定数を10人以内と規定するものであります。

第4条は、組織の規定でありまして、委員会は、1号から4号に掲げる者をもって組織 する旨を規定するものでございます。

第5条は、委嘱の規定でありまして、委員は、町長が委嘱し、欠員が生じた場合、補欠の委員を委嘱することができる旨を規定するものでございます。

第6条は、任期の規定でありまして、委員の任期は、具申を行った日までと規定するものでございます。 2 項につきましては、特別の理由があるときは、任期中であっても委嘱を解くことができる旨を規定するものでございます。

第7条は、委員長及び副委員長の規定でございまして、委員会に委員長、副委員長を置くことを規定するものであります。 2項につきましては委員長の職務、3項につきましては副委員長の職務を規定するものでございます。

次のページになります。

第8条につきましては、会議の規定でありまして、会議につきましては、委員長が招集する規定。2項につきましては、半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。3項につきましては、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な協力を求めることができる。4項につきましては、会議につきましては、原則公開する旨を規定するものでございます。

第9条は、庶務の規定でありまして、委員会の庶務は、総務部企画課において処理する 旨を規定するものでございます。

第10条は、委任の規定でありまして、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に 関し必要な事項につきましては、委員会に諮って定める旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〇議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。 山田議員。

○8番(山田和夫君) 1点だけ教えていただきたいのですが、第8条の会議の招集の第4項の部分であります。

町の基本となる条例を検討するというための委員会の条例制定ですからお尋ねをいたしますが、こういったまちづくり基本条例というのは、私はすべて公開をするということが原則だというふうに思っていたのですが、この4項を見る限りは、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除いて公開というふうに書かれております。ここで担当課が提案をした、企画課が想定をする審議する内容が公開するに適さない事項というのはどういうものを想定してこういう文書になったのかお尋ねをいたします。

〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 基本的には公開が原則ということにしておりますので、この部分が公開できないというのは、今のところは別に想定しているわけではございませんけれども、そういうような形で、ほかの条例と並びましてこういうような形で条例を制定させていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) ほかに。

浅水議員。

- **○17番(浅水輝彦君)** 組織の関係でありますけれども、12月の議会で女性の参加の拡大ということで意見書を採択したのですけれども、この委員会の組織について、特に女性枠といいますか、そういうものを想定しておられるのか。遠軽の婦人団体やなんかはありますけれども、そういう団体から入るから枠は特段考える必要はないということなのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。
- 〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。
- **○企画課長(加藤俊之君)** 第4条の第2項に町内の産業団体等から推薦を受けた町民という形で記載してございます。今のところ予定しておりますのは商工団体ですとか農業団体、その他に女性団体、そして自治会等を考えてございますので、そういう形で女性の登用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 浅水議員。
- **○17番(浅水輝彦君)** 遠軽町の婦人団体はありますけれども、それにしても、一つの団体だと1人しか出てこないことになりますよね。ですから、その枠といいますか、そのほかに枠というものをある程度、もうちょっと増やしてあげようかと、準用の中に。そういう考えがあるのかどうかと。公募の中で女性の枠を考えてあげるとか、そういうことが想定できると思うのですけれども、そういうものは考えていないかどうか、それをお聞きしたい。
- 〇議長(前田篤秀君) 加藤企画課長。
- **○企画課長(加藤俊之君)** 公募のほうにつきましては、女性、男性ということでは規定する考えはございません。一般公募という形で考えてございます。その中で女性の方から応募という方もあってもしかるべきかなというふうに考えておりますので、女性という枠では考えておりませんけれども、この中で進めていきたいという考えであります。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定については、なお審査 の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査といたし たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定い

◎日程第8 議案第3号

〇議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第3号遠軽町税条例の一部改正についてを議題と いたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長(鈴木光男君) 議案第3号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。 次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、次のページにあります遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

1、町たばこ税については、たばこ税の税率の変更であります。

税率は、たばこの銘柄によって二つに区分されていますが、旧三級品以外の税率を1,000本当たり4,618円から5,262円に引き上げるものです。

なお、表中右端の施行年月日欄には、それぞれ条項ごとに施行日を記載してありますので、御参照願います。

2、附則のア、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等は、退職所得に課税される個人町民税についてであります。現在、特例措置として税額の10%が減額されていますが、この税額控除を廃止するものであります。

イ、たばこ税の税率の特例は、旧三級品に区分されるエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットなど 6 銘柄に係る税率を 1, 0 0 0 本当たり 2, 1 9 0 円から 2, 4 9 5 円に引き上げるものです。

ウ、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例については、通常の災害関連支出の場合、 災害が止んだ日から1年以内に支出されたものが雑損控除の対象となりますが、東日本大 震災については、対象期間を3年に延長するものであります。

工、個人の町民税の税率の特例等は、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の町民税の均等割を現行3,000円に500円加算し、年額3,500円とするものです。

なお、個人道民税についても500円加算されますので、同町民税合計では現行4,00円から5,000円に引き上げられることになります。

次に、前のページ、別紙に戻りまして、附則の施行期日について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行されますが、一部規定についてはただし書きの中で別に 施行期日を定めております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

〇議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第4号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例 及び遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第4号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例 及び遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に ついて御説明いたします。

児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例につきましては、第3条第2号中の括弧書き部分、「(知的障害児通園施設に通所している者を除く)」を削るものであります。

遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例につきましては、第3条第2号中の括弧書き部分「(知的障害児通園施設に通所している者を除く)」を削るものであります。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。 以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 議案第5号遠軽町介護保険条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) 議案第5号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、第5期介護保険事業計画の策定に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

遠軽町介護保険条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、 参考資料、遠軽町介護保険条例(抜粋)新旧対照表をお開き願います。

現行第2条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号及び第2号中「1万7,400円」を「1万8,600円」に改め、同条第3号中「2万6,100円」を「2万7,900円」に改め、同条第4号中「3万4,800円」を「3万7,200円」に改め、同条第5号中「4万3,500円」を「4万6,500円」に改め、同条第6号中「5万2,200円」を「5万5,800円」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

附則第2項、経過措置につきましては、平成23年度以前の年度分の保険料について経 過措置を定めるもので、第2条の規定は平成24年度以降の保険料から適用し、平成23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第3項及び第4項は、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例

を定めるものでありまして、第3項は、介護保険法施行令(平成10年制令第412号) 附則第14条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む)に 規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率 は、改正後の条例第2条第3号の規定にかかわらず、2万3,000円とするものであり ます。

第4項は、令附則第15条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、改正後の条例第2条第4号の規定にかかわらず、3万2,300円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。 岩澤議員。

○9番(岩澤武征君) 二、三お尋ねします。

一つは、今回の第5期の改定に当たって、道の安定化基金から1,600万円ほど引き 出されていますが、これは各町村が積み立てたものだというふうに聞きました。これにつ いては、まだ道のほうに積み立てたお金があるのかどうか。1,600万円以上のお金を 町としてもらえるものかどうかということ。

それから、二つ目は、町の準備基金2億5,000万円、23年度末であるというふうに伺いましたけれども、今後3年間でこれを支出しなければならない予定があるのかどうか。どういう事象が予想されるのかということです。

それから、3点目なのですけれども、ここに第5期介護保険事業計画というものが出されていまして、この中で調査がありますよね。この調査の目的は、簡単に言えば高齢者の課題を探って、その課題を踏まえた介護事業計画を策定するということで調査が行われているのですが、この中の介護保険料の負担感という項のところで、この結果を見ますと、負担を感じないという人が3.4%、あまり負担を感じないというのが4.4%、二つ合わせて7.8%なのですが、適当だと感じる人が18%、それから、やや負担を感じる37.8%、負担が大きい25.5%。要するに負担を感じるという人が63.3%と、およそ3分の2の人が負担を感じているのです。この辺をどういうふうに解釈されたのか、まず伺いたいと思います。

〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) 御質問の方の、まず1点目の道の安定化基金の関係でございますが、これにつきましては、道の方から連絡、報告等をいただきまして、来年度について基金の積み立てを行うというような通知が来ております。

それから、2点目の町の安定化基金の関係でございますが、今回の計画につきましては、8,500万円ほど取り崩して保険料の高騰化に対応するというような形で考えております。これにつきましては、最初の私どもの、国のほうにありました資料をもとに推計

をしたところですが、最初の推計で大きくなりまして、3,500円ほどになったものでございますが、この分につきまして、道からの安定化基金の取り崩し、それから町のほうの基金の取り崩しを行いまして、今回御提案をいたしました3,100円というような推計をさせていただいたところでございますので、一応、今回につきましては8,500万円の基金を取り崩すというような予定で考えております。

それから、第5期の事業計画に関する介護保険料の負担の関係でございますが、これにつきましては、私どもも試算する段階で、なるだけ上げないようにという形で試算したところでございますが、様々な案件、いろいろな状況を勘案しまして計算したところでございまして、その中で3,100円ということで200円の上積みになったところでございますが、その中でも、条例の方の附則でうたっておりますが、第3段階及び第4段階の低所得者に対しまして、特例を設けて対策も行っているので、そこら辺で御理解を賜りたいと考えております。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

〇9番(岩澤武征君) 軽減措置を新たに設けられたというのは、これは私もいい措置だなというふうに感じています。

私が聞いたのは、1点目、道の安定化基金、どれぐらいあるのかということなのです。 今年も積み立てるということだったのですが、金額的に遠軽町が拠出したといいますか、 今まで積み立てたお金がどのぐらいあるのかということと、それから、2点目で聞いたの は、今回8,500万円使ったということではなくて、今後3年間の中で2億5,000万 円ある基金をどのようなことに使う予定なのかということなのですが、いかがでしょう か。

〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長(松橋行雄君) まず、1点目の道の安定化基金の関係でございますが、 私どもの方に今回の補助があるという関係は、約1,600万円というように連絡が来て おります。ただ、今、議員がおっしゃったように、遠軽町の方で道の方に幾ら積み立てた かというのはちょっと、資料を今持っておりませんので、後ほど御説明させていただきた いと思います。

それから、2番目の町の基金のほうの関係でございますが、これにつきましては、先ほど御説明しましたように、3年間の中で8,500万円を取り崩す予定という形でございます。

〇議長(前田篤秀君) 岩澤議員。

○9番(岩澤武征君) ついでなのですが、この調査の結果の中で介護保険制度について という項目があるのです。その中の保険制度の認知度というところで、見せてもらって びっくりしたのですが、制度やサービスの内容についておおよそ理解しているという人が 27.6%、3分の1にも満たないのです。制度やサービスがあることは知っているが内容についてはよく知らないという人が50.5%、半数です。制度やサービスについてほ

とんど知らないという人が15.4%、無回答6.5%、これも3分の2の人が、ほとんど 制度やサービスについてわかっていないという結果なのです。

この結果を受けて、私はもっともっと、この制度やサービスの内容について周知する必 要があるのではないかなと。1人で家で介護して、苦労している人がまだたくさんいるの かなというふうな印象を受けたのですが、担当として、この介護制度、内容について、今 後町民の皆さんに知らせていくということは何か考えられていますでしょうか、お聞きし たいと思います。

- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** 介護保険制度は平成12年から始まりまして、10年経 過いたします。最初のころは制度の周知という形で説明会なり何なりやってきたところで すが、10年たちまして、そこのところも、私どもとしてはある程度、制度の浸透ととも に周知はされていると思いますが、まだまだ、アンケートの結果を見ますと、実際に使う ときでないと判断ができないというような状況もあると思いますので、機会を見つけなが ら、説明会等、さまざまな、老人クラブだとか、民生委員協議会の会議だとか、そこら辺 の中で、求められれば行きますし、私どもからも機会があれば行っていきたいと考えてお ります。
- 〇議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終わります。 〇議長(前田篤秀君) 食事のため、1時10分まで暫時休憩します。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) 先ほどの岩澤議員の御質問に対しての答弁をさせていた だきたいと思います。

北海道の財政安定化基金に本町から拠出している金額につきましては、現在で2,44 0万8,100円であります。

なお、今回、そのうち保険料高騰の緩和措置として、本町に1,601万3,024円が 割り当てられるという予定でございます。

以上でございます。

〇議長(前田篤秀君) お諮りします。

議案第5号遠軽町介護保険条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われ ますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしま した。

◎日程第11 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第11 議案第6号遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の 一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長(工藤敏広君) 議案第6号遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の 一部改正についてを御説明申し上げます。

遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部改正につきましては、新たに軌道用自転車 を運行するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部を改正する条例。

遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の内容は、別紙参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは、遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の新旧対照表であります。

条例第4条第1号中「林鉄機関車」を「森林鉄道蒸気機関車雨宮21号」に改め、同条第3号に「軌道用自転車の運行」の1号を加えるものであります。

別表は、軌道用自転車の料金を加え、表を改めるものでありまして、軌道用自転車の料金につきましては、大人1人1回500円、子ども1人1回250円とするものであります。

以上で参考資料の説明を終わります。

前のページに戻りまして、附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。 山田議員。

○8番(山田和夫君) 料金の設定なのですが、軌道用自転車で大人1回500円、子ども250円。高くないですか。機関車と違って、こういったものというのは何回も乗ってもらって、要するに1人が2回、3回と乗ってもらって利便性を高めるというのでしょうか、そういった僕は乗り物だと思っているのですよ、雨宮号と違って。したがって、これを雨宮号と同じ料金設定にするのではなくて、逆に安く設定をすることによって、同じ

行った日に2回でも3回でも乗れるという形にすべきではないかというふうに思うのですが、この料金設定に至った経過というのでしょうか、この金額に至った経緯について、 ちょっとお聞かせをいただきたいなと。

- 〇議長(前田篤秀君) 工藤丸瀬布総合支所長。
- **〇丸瀬布総合支所長(工藤敏広君)** 山田議員の質問にお答えいたします。

料金が高くないかということでございますけれども、現状では道内に5カ所、有料による軌道用自転車を運行しているところがございます。それぞれ軌道の長さにも違いがございまして、最も長いトロッコ自転車では美深の10キロで、大人が1,200円でございます。短いところでは400メートルで300円となっているところもございまして、一概に料金のみで比較、検討することは難しいものとは思われます。

そこで、それぞれの大人料金の1メートル当たりの単価を積算いたしましたところ、最も高いところでは1メートル当たりで75銭、それから、安いところでは12銭となっておりまして、本町の場合は、積算しますと25銭となっておりますことから、決して他の地域と比べて料金が高いというふうには、私どもは思っておりません。

加えまして、新年度におきましては、職員が補助的なエンジンを駆動し運行する計画を していることから、いこいの森の施設案内だとか自然の解説などを含めて運行したいとい うふうに思っております。

以上で答弁させていただきます。

- 〇議長(前田篤秀君) 山田議員。
- ○8番(山田和夫君) 今、最後に言ったガイド付きということですが、エンジン付きの 軌道用自転車を乗られたことはありますか。私、現職でしたから、これを毎日のように 使っていましたからわかるのですが、エンジン音、結構うるさいですよ。このような案内 をやって、前2両に乗っている人たちに、きちんと伝わるかというと、マイクだとかヘッ ドホンでもしてやるのなら別ですけれども、通常の言葉でしゃべっている時は通じないと 私は思います。

それにしても、それに係る人の費用を、この売上金の中から算出しようとしているわけではないと僕は思っているのです。そういった意味で言うと、道内で5カ所あるのかもしれませんが、そういったところと比較するのではなくて、遠軽町なら遠軽町独自で、こういった乗り物に多くの人に乗ってもらう、回数を多く乗ってもらうということを考えると、料金設定は別にしても僕は構わないと思うのです。ほかのところを参考にする必要はないと僕は思いますから、その辺については十分にやっぱり検討していただきたいというふうに思います。

- ○議長(前田篤秀君) 工藤丸瀬布総合支所長。
- **○丸瀬布総合支所長(工藤敏広君)** 今、うちのほうで計画している軌道用自転車は、2 キロほどの延長がございますけれども、スピード感とかそういうものを感動してもらうよ り、3両で10人お客さんが乗れるのですけれども、本当にゆっくり乗ってもらって、ス

ピードを味わうよりも、そういった、ゆっくり味わって、あそこの施設の案内だとか、そ ういうものを前の人も聞けるように、そういうようなことを今は考えております。

料金のことについては、高いという御指摘でございますけれども、どういうお客さんが 乗るかまだ、これから初めてやるものですから、当面この料金でちょっと、とりあえず やってみて、将来、またいろいろニーズを把握しながら、状況によってまた検討させても らいたいと思います。

以上です。

〇議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第6号遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 議案第7号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の 一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

工藤丸瀬布総合支所長。

〇丸瀬布総合支所長(工藤敏広君) 議案第7号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の 一部改正についてを御説明申し上げます。

遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正につきましては、新たに整備いたしま した施設を森林公園いこいの森の施設に追加し、また、使用のできない施設を廃止し、併 せて使用区分などを整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を改正する条例。

遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を次のように改正するものでありまして、 条例の別表第2を別紙のとおりに改めるものであります。

改正の内容は、別紙参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

これは、遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の別表第2でありまして、各施設の使用

料金を定めた表の新旧対照表であります。

改正表中のキャンプ場入村料及びフリーサイト使用料金につきましては、宿泊と休息に 区分し、日中だけキャンプ場内を使用した場合、休息の使用料をいただくこととし、新た に表に加えるものであります。

また、区分設定と整合するよう、バンガローから貸しテントまでの文言を整理し、併せて各施設の使用時間の区分を加えるものであります。

次のページをお開き願います。

現行表中のデスクゴルフ及びBMXにつきましては、施設がなくなりましたので表から 削除するものであります。

改正表中の乾燥機及び温水シャワーにつきましては、新たにセンターハウスに設置され た施設でありまして、表に加え、使用料金を定めるものであります。

また、同表中のコンロ及び寝袋につきましては、便宜的な施設としてこれまで無償で貸し出しをしておりましたが、使用料をいただくこととし、新たに費用に加え、料金を定めるものであります。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしま した。

◎日程第13 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

〇建設課長(中川原英明君) 議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御 説明いたします。

地方分権一括法施行により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、本条例の 一部を改正するものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第6条、入居者の資格第1項中「として令第6条第1項で定める者」を削り、同条に次の2項を加えるものでございます。

第2項は、第1項の居住の安定を図る必要がある者として、第1号から第8号まで定めるもので、第1号は60歳以上の者、第2号は障害者基本法に規定する障害者でアからウに定める者、第3号は戦傷病者特別援護法に定める障害のある者、第4号は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定を受けている者、第5号は生活保護法に定める各規定に該当する者、第6号は海外からの引揚者で5年を経過していない者、第7号はハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給などに関する法律の規定によりハンセン病療養所に入所の者、第8号は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者で、ア、イのいずれかに該当する者を規定するものです。

第3項は、第2項の申請があった場合に必要な調査ができるものとしたものでございます。

第7条、入居者資格の特例は、第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第2号」を「同項第2号」にそれぞれ改めるものでございます。

第30条、収入超過者等に関する認定第1項及び第60条、管理に関する規定の準用中 「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改めるものです。

次に、附則、経過措置第6項中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条第1号」を 「同項第1号」に改め、附則に読替規定として、次の第7項を加えるものでございます。

第7項は、収入基準等が定められるまでの間の施行令、制令の読み替えを規定するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成24年4月1日より施行するものでございます。 以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。 本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第9号遠軽町図書館条例の一部改正についてを 議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐川図書館長。

○図書館長(佐川哲史君) 遠軽町図書館条例の一部を改正する条例につきまして御説明 いたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行に伴う図書館法(昭和25年法律第118号)の一部改正により、別紙のとおり改正するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町図書館条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

この条例の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、図書館法第15条に規定されていた委員の任命に当たっての基準が削除され、条例を定めるに当たっては、文部科学省令に定められる任命基準を参酌して定めなければならないこととされたことに伴い、この省令に規定されています任命基準を参酌し、条例に新たに任命基準を明文化するため、現行条例第9条、見出し(任命)の全部を改正するものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町図書館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

〇議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

〇水道課長(岸野博美君) 議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、遠軽町簡易水道事業のうち生田原簡易水道及び丸瀬布簡易水道の給水区域等の認可変更並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公営企業法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

新旧対照表の第2条第2項第2号アの生田原簡易水道につきましては、給水区域に「生田原岩戸」を加え、給水人口は「2,800人」を「1,250人」に改め、1日最大給水量は「420立方メートル」を「560立方メートル」に改めるものであります。

また、同号エの丸瀬布簡易水道につきましては、給水区域に「丸瀬布南丸」を加えるものであります。

第6条につきましては、資本剰余金の処分に関する規定を加えるものでありまして、補助金等で取得した資産を処分した場合、その損失を当該補助金等で補填できることを規定するものであります。

ただいま説明いたしました第6条に資本剰余金の処分に係る規定を新たに加えることによりまして、現行条例第6条から第9条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則の施行期日について説明いたします。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、北海道 知事の認可の日から施行するものであります。

次に、今回拡大する区域について御説明いたします。参考資料の次のページを御覧ください。

1ページは、生田原簡易水道の給水区域を示すものであり、実線は現在の給水区域、 ハッチは新たに拡大する給水区域であります。この中には福祉施設や乳製品加工施設も含

まれております。

2ページは、丸瀬布簡易水道の給水区域を示すものであり、実線は現在の給水区域、 ハッチは新たに拡大する給水区域でありまして、仮称やまなみ団地建設予定地を給水区域 に加えるものであります。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしま した。

◎日程第16 議案第11号

〇議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第11号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置 に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長(鈴木光男君) 議案第11号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する 条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、住宅用太陽光発電システムモニター事業が平成23年度をもって廃止されるため、制限する行政サービスから同事業を削除するため本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、別表第2の改正でありまして、表中「住宅用太陽光発電システムモニター事業に関すること」を削除するものであります。

次に、前のページ、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成24年4月1日 から施行する。

以上で議案第11号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正 についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号から日程第22 議案第17号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第12号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)、日程第18 議案第13号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)、日程第19 議案第14号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第20 議案第15号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第21 議案第16号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第22 議案第17号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)、以上6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 議案第12号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億62万円を減額し、歳入歳出予算の総額を135億9,199万5,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費の補正につきましては、「第2表 繰越明許費補正」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第3表 債務負担行為補正」により御説明いた します。

地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」により御説明いたします。 1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金に72万9,000円追加、2項 負担金に4,093万9,000円追加し、総額を2億3,862万3,000円とするもの であります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を780万4,000円減額し、 総額を4億6,401万5,000円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を3,673万5,000円減額、2項国庫補助金を1,317万9,000円減額し、総額を9億7,662万8,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を880万3,000円減額、2項道補助金を571万7,000円減額、3項委託金を98万2,000円減額し、総額を5億82万4,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、87万1,000円追加し、総額を986万6,000円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、5,467万7,000円減額し、総額を1,076万円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入を556万2,000円減額し、総額を1億2,280万7,000円とするものであります。

21款町債につきましては、970万円減額し、総額を15億610万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計136億9,261万5,000円から1億62万円を減額し、総額を135億9,199万5,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1 款議会費につきましては、171万7,000円減額し、総額を1億881万6,000円とするものであります。1項同額であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,782万4,000円追加、4項選挙費を32万円減額、5項統計調査費を52万4,000円減額し、総額を31億1,015万8,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1,192万円追加、2項児童福祉費を3,665万9,000円減額し、総額を22億7,349万9,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を1,353万2,000円減額、2項清掃費を514万6,000円減額し、総額を10億457万2,000円とするものであります。

6 款農林水産業費につきましては、1項農業費に3,542万4,000円追加、2項林 業費を110万5,000円減額し、総額を4億1,473万4,000円とするものであ

ります。

7款商工費につきましては、755万9,000円減額し、総額を3億9,968万1,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費を5,164万2,000円減額、3項河川費を155万3,000円減額、4項都市計画費を1,380万4,000円減額、5項下水道費を3万円減額、6項住宅費を1,764万7,000円減額し、総額を17億7,871万円とするものであります。

9 款消防費につきましては、1,801万9,000円減額し、総額を6億9,168万円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に108万4,000円追加、2項小学校費を713万9,000円減額、3項中学校費に20万円追加、4項学校給食費を848万6,000円減額、6項社会教育費を180万円減額、7項保健体育費に34万3,00円追加し、総額を10億6,758万8,000円とするものであります。

11 款災害復旧費につきましては、1,073万3,000円減額し、総額を1億8,806万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計136億9,261万5,000円から1億62万円を減額 し、総額を歳入歳出同額の135億9,199万5,000円とするものであります。

次に、第2表、繰越明許費補正について御説明いたします。

6款農林水産業費1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業3,696万円は、北海道の平成23年度予算配分により、平成24年度で計画している草地整備畜舎整備附帯機械購入などを平成23年度に前倒して実施することに伴う経費でありまして、年度内支出が見込めませんので繰越明許費とするものであります。

なお、繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規 定に基づき本年5月31日までに調整し、次の本議会において御報告いたします。

次に、第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

平成23年度農業経営基盤強化資金利子補給は、新規貸し付け9件に係るもので、期間を平成23年度から平成28年度、限度額を98万4,000円とするものであります。

平成23年度大家畜特別支援資金利子補給は、新規貸し付け1件に係るもので、期間を 平成23年度から平成48年度、限度額を34万6,000円とするものであります。

平成23年度畜産経営維持緊急支援資金利子補給は、新規貸し付け1件に係るもので、期間を平成23年度から平成46年度、限度額を147万8,000円とするものであります。

なお、債務負担行為補正に係る調書につきましては、6 4ページに記載しておりますので、御参照願います。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたします。

若松外4地区難視聴共同受信施設整備事業から公共土木施設災害復旧事業まで12件に

つきましては、事業の執行精査等により限度額をそれぞれ変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

また、65ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する 調書を記載しておりますので御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御 説明いたします。

16ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会広報事業37万1,000円の減額につきましては、議会だより作成に係る印刷製本費の執行精査であります。議会活動事業66万1,000円の減額につきましては、費用弁償の執行精査であります。議会事務局事業68万5,000円の減額につきましては、議事録調製業務委託料の執行精査であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費につきましては、一般職給から 寒冷地手当まで執行精査による減額、職員共済組合負担金は、北海道市町村共済組合の基 礎年金拠出金に係る公的負担率の遡及改定による追加であります。

2目文書広報費、広報紙発行事業240万4,000円の減額につきましては、広報紙 作成に係る印刷製本費の執行精査であります。

5目財産管理費は、財源の振り替えであります。

8目交通対策費、バス路線事業88万6,000円の減額につきましては、町内循環線、遠軽北見線及び遠軽清里線に係る生活交通路線維持対策事業補助金の確定に伴う減額であります。町営バス運行事業132万6,000円の減額につきましては、公営バス購入に係る備品購入費の執行精査であります。

12目エネルギー対策費、白滝発電所管理事業285万4,000円の減額につきましては、昨年9月2日の大雨被害により、現在、発電を停止していることによる維持管理経費の執行精査であります。エネルギー対策事業884万4,000円の減額につきましては、住宅用太陽光発電システムモニター委託料は、当初予定50件に対し実績31件による精査、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、当初予定20件に対し実績14件による精査、ペレットストーブ購入費補助金は、当初4件の予定に対し実績4件による精査であります。

13目ジオパーク推進費は、財源の振り替えであります。

15目基金運営費、基金運営事業6,413万8,000円につきましては、財政調整基金積立金6,326万7,000円は、歳入歳出の精査等に伴う追加、まちづくり振興基金積立金87万1,000円は、指定寄附金9件及びふるさと納税寄附金4件に伴う積立金の追加であります。

4項選挙費2目知事及び道議会議員選挙費、知事及び道議会議員選挙一般事務費32万円の減額につきましては、備品購入費の執行精査であります。

5項統計調査費1目統計調査総務費、各種調査事業52万4,000円の減額につきま

しては、調査員報酬及び普通旅費の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、社会福祉総務一般経費286万5,000円の減額につきましては、第5期介護保険事業計画策定業務委託料66万5,000円の減額は執行精査による減額、及び高齢者福祉計画策定業務委託料220万円の減額は、補助対象とならなかったことによる委託未実施の減額でありまして、未実施分の事務は職員で対応しております。国民健康保険事業583万2,000円につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う追加であります。介護保険事業791万8,000円につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う追加であります。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業103万5,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれることによる追加であります。

2項児童福祉費2目児童措置費、子ども手当支給事業3,665万9,000円の減額につきましては、子ども手当の制度改正による減額であります。

5目保育所費は、財源の振り替えであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業720万8,000 円の減額につきましては、丸瀬布厚生病院損失負担金の確定に伴う減額であります。

3目予防費、予防接種事業563万3,000円の減額につきましては、インフルエンザワクチン予防接種扶助費の執行精査であります。

4目環境衛生費、上水道事業の推進2万1,000円につきましては、水道事業会計の 補正に伴う追加であります。

5目診療所費、医科診療所運営事業71万2,000円の減額につきましては、生田原 医科診療所に係る備品購入費の執行精査であります。

2項清掃費3目し尿処理費、し尿処理事業514万6,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の精査による減額であります。

6 款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業融資利子補給事業2万8,000円 につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金は、新規貸し付け9件、繰上 償還3件による追加であります。

4目畜産業費、畜産関連融資利子補給事業7万円につきましては、大家畜特別支援資金利子補給事業補助金1万6,000円の減額は、新規貸し付け1件、繰上償還1件による減額、畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業補助金8万6,000円は、新規貸し付け1件、繰上償還1件による追加であります。畜産担い手育成総合整備事業3,503万7,000円につきましては、平成24年度計画の草地整備、畜舎整備附帯機械購入などを平成23年度に前倒しで実施することに伴う負担金の追加であります。

5目農地費、国営農地再編整備事業128万9,000円につきましては、国営農地再編整備事業費負担金は、繰上償還1件による追加であります。畑地帯総合整備事業172万3,000円の減額につきましては、実施事業の変更及び執行精査による道営土地改良事業負担金の減額であります。

6目農業施設費、丸瀬布活性化施設管理事業17万2,000円及び交流促進施設やまびこ管理事業55万1,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので追加するものであります。

2項林業費1目林業振興費、町有林整備事業110万5,000円の減額につきましては、造林事業請負費の執行精査であります。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商工業融資利子補給事業118万2,000 円の減額につきましては、町融資利子及び保証料補助金の執行精査であります。企業振興 促進助成事業113万1,000円につきましては、企業振興促進補助金2件による追加 であります。

4目観光費、観光一般経費10万円の減額につきましては、オホーツク遠紋地域海外メディア招へい事業負担金が道の全額補助になったことによる減額であります。

5目観光施設費、太陽の丘えんがる公園管理運営事業100万円の減額につきましては、原材料費の執行精査であります。森林公園いこいの森管理事業274万円の減額につきましては、センターハウス建設工事の執行精査であります。ゲートボール公園管理事業366万8,000円の減額につきましては、公園管理業務委託料の執行精査であります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路台帳整備事業145万2,000円の減額につきましては、道路台帳等補正委託料の執行精査であります。道路橋りょう総務一般経費100万円の減額につきましては、町道用地確定測量業務委託料の精査であります。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業243万5,000円の減額につきましては、橋梁長寿命化計画策定業務委託料及び道路維持補修工事の執行精査であります。 除雪対策事業1,514万円の減額につきましては、除雪ドーザ購入に係る備品購入費の執行精査であります。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業3,161万5,000円の減額につきましては、南町39号線通道路改良舗装工事、白滝市街西線道路改良舗装工事及び北7丁目通舗装新設工事などの執行精査であります。

3項河川費1目河川総務費、河川維持管理事業155万3,000円の減額につきましては、原材料費の執行精査であります。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業1,283万9,000円の減額につきましては、地籍調査事業支援システム保守業務委託料、地籍調査事業業務委託料及び地籍調査事業永久杭埋設業務委託料などの執行精査であります。

3目公園費、公園一般経費96万5,000円の減額につきましては、公園施設長寿命 化計画策定業務委託料の執行精査であります。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進3万円の減額につきましては、個別 排水処理事業特別会計の減額及び下水道事業特別会計の追加に伴う補正であります。

6項住宅費1目住宅管理費、定住促進住宅管理事業81万1,000円の減額につきましては、天神住宅団地物置等移設工事の執行精査であります。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業1,683万6,000円の減額につきましては、仮称ふくろ団地公営住宅設計業務委託料、仮称やまなみ団地公営住宅全体計画調査業務委託料及び栄行団地公営住宅設計業務委託料などの執行精査であります。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業1,801万9,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の精査による減額であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費108万4,000円は、遠軽中学校、南中学校及び白滝中学校が小樽市及び倶知安町で開催した第44回北海道中学校スキー大会に参加、安国中学校及び丸瀬布中学校が札幌市で開催した第26回全道リコーダーコンテストに参加、東小学校及び南中学校が室蘭市で開催した第48回管楽器個人コンクール並びに第43回北海道アンサンブルコンクールに参加、南中学校及び白滝中学校が宮城県蔵王町及び音威子府村で開催した第49回全国中学校スキー大会に参加したことにより、学校行事負担金に不足が見込まれますので追加するものであります。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費320万3,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので追加するものであります。

2目教育振興費、小学校特別支援教育支援員配置事業240万5,000円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。小学校遠距離通学助成事業91万5,000円の減額につきましては、利用回数減による自動車借上料の執行精査であります。

3目学校建設費、小学校建設事業702万2,000円の減額につきましては、生田原 小学校ほか5校グラウンド整備工事、遠軽小学校児童玄関等改修工事及び南小学校大規模 改修工事の執行精査であります。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費292万7,000円につきましては、燃料費に不足が見込まれますので追加するものであります。

2目教育振興費、中学校特別支援教育支援員配置事業157万4,000円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。中学校遠距離通学助成事業90万1,000円の減額につきましては、自動車借上料の執行精査であります。

3目学校建設費、中学校建設事業25万2,000円の減額につきましては、生田原中学校ほか5校グラウンド整備工事の執行精査であります。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業785万2,000円の減額につきましては、遠軽小学校給食施設整備工事の執行精査であります。学校給食備品購入事業170万円の減額につきましては、備品購入費の執行精査であります。学校給食管理一般経費106万6,000円につきましては、職員の長期病気休暇に伴う臨時職員賃金の追加であります。

6項社会教育費4目社会教育施設費、埋蔵文化財センター管理運営事業180万円の減

額につきましては、光熱水費の執行精査であります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業34万3,000円につきましては、遠軽ジュニアアルペン選手が長野県で開催したイーストカップジャパンシリーズ2012、札幌市で開催した第83回宮様スキー大会国際競技会などに参加、白滝中学校3名が新潟県で開催中のJOCジュニアオリンピックカップ2012全日本ジュニアスキー大会兼全日本中学生選抜スキー大会に参加することにより、社会体育振興補助金に不足が見込まれますので追加するものであります。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,073万3,000 円の減額につきましては、上支湧別幹線(更生橋)災害復旧調査設計業務委託料、機械借 上料、伊吹環状線災害復旧工事などの執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして10ページをお開き願います。

2、歳入。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金72万9,000円につきましては、国営農地再編事業分担金128万9,000円は、繰上償還1件による追加、道営土地改良事業分担金56万円の減額は、道補助金上乗せに伴う受益者分担金の減額であります。

2項負担金1目民生費負担金810万3,000円につきましては、保育所保育料750万3,000円は、保護者の所得の増による階層区分の異動による追加、へき地保育所保育料60万円は、入所児童の増による追加であります。

3目農林水産業費負担金3,283万6,000円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業負担金でありまして、道補助金の15%上乗せ及び事業費の追加であります。

13款使用料及び手数料1項使用料4目農林水産使用料160万円の減額につきましては、交流促進施設やまびこ入館料の精査であります。

5目商工使用料620万4,000円の減額につきましては、いこいの森遊具使用料、 雨宮号・ディーゼル車使用料及び太陽の丘えんがる公園施設使用料の精査であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3,673万5,000円の減額につきましては、子ども手当の制度改正による精査であります。

2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2,430万8,000円の減額につきましては、除雪機械購入費補助金793万2,000円の減額は、事業費確定による精査であります。道路改良事業交付金1,044万6,000円の減額及び橋梁長寿命化計画策定事業交付金4万8,000円の追加は、補助率が60%から65%に変更及び事業費確定による精査であります。雪寒対策事業交付金597万8,000円の減額は、事業費確定による精査であります。

2節都市公園費補助金48万3,000円の減額につきましては、公園施設長寿命化計 画策定事業交付金の精査であります。

3節住宅費補助金2,358万8,000円につきましては、町営住宅建設事業及びエネルギー対策事業に係る地域住宅交付金の精査による追加であります。

5目教育費国庫補助金1,197万6,000円の減額につきましては、学校施設環境改善交付金でありまして、南小学校大規模改修工事の事業確定による精査及び遠軽小学校給 食施設整備工事に係る交付金不採択による減額であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金23万4,000円の減額につきましては、子ども手当の制度改正による精査であります。

2目土木費道負担金856万9,000円の減額につきましては、地籍調査事業費負担 金の精査であります。

2項道補助金1目総務費道補助金200万円の減額につきましては、住宅用太陽光発電システムモニター事業に係る地域づくり総合交付金の精査であります。

3目衛生費道補助金600万4,000円の減額につきましては、インフルエンザワクチン接種助成事業補助金でありまして、いわゆる新型インフルエンザが23年3月末をもって通常の季節性インフルエンザ対策として移行したことに伴い、国の接種助成事業補助金が未実施となったことによる精査であります。

5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金284万円につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金1万3,000円は、新規貸し付け9件及び繰上償還3件による追加、大家畜特別支援資金利子補給事業補助金1万円の減額は、新規貸し付け1件及び繰上償還1件による減額、畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業補助金5万6,000円は、新規貸し付け1件による追加、自給飼料生産拡大緊急対策事業補助金220万1,000円は、道補助15%上乗せ及び事業費の追加であります。食料供給基盤強化特別対策事業補助金58万円は、事業費確定による追加であります。

2節林業費補助金55万3,000円の減額につきましては、森林環境保全整備事業補助金の精査であります。

3項委託金1目総務費委託金3節選挙費委託金32万円の減額につきましては、知事及び道議会議員選挙費委託金の精査であります。

4節統計調査費委託金66万2,000円の減額につきましては、各種統計調査委託金の精査であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金51万1,000円の追加につきましては、社会福祉振興資金として、丸瀬布、菅野ナヲ様から5万円、学田3丁目、木暮武良様から3万円、遠軽ライオンズクラブ会長、中島孝好様から7万1,000円、南町3丁目、吉川博美様から3万円、南町3丁目、西亭街子様から10万円、生田原、秦野ヒトエ様から3万円、東町5丁目、大田奏様から10万円、文化振興資金として、岩見通南3丁目、松川江津様並びに1条通南2丁目、徳佐希予様から5万円、観光振興資金として、湧別町、鎌田敏秀様から5万円。

3目ふるさと納税寄附金36万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、岩

見沢市、遠田泰久様から2件合わせて1万円、東京都目黒区、室井理沙様から25万円、神奈川県平塚市、宮田健一様から10万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,467万7,000円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入556万2,000円の減額につきましては、地域づくり研修会開催支援金29万8,000円は、花のまちづくりセミナー開催に係る支援金の追加、災害救助法に基づく求償金64万4,000円は、東日本大震災に係る災害救助法による求償の追加、売電料830万4,000円の減額は、白滝水力発電所の発電停止による減額、いきいきふるさと推進事業助成金180万円は、がんぼう夏まつり及び山遊の里まつりに係る助成金の追加であります。

21款町債1項町債1目総務債670万円の減額につきましては、若松ほか4地区難視 聴共同受信施設整備事業債、ジオパーク拠点施設整備事業債及び町営バス整備事業債の精 査であります。

2目衛生費110万円の減額につきましては、生田原診療所医療機器購入事業債の精査であります。

3目商工債270万円の減額につきましては、いこいの森整備事業債の精査であります。

4目土木債1節道路橋りょう債2,520万円の減額につきましては、道路改良事業債及び除雪機械整備事業債の精査であります。

2節住宅債1,860万円につきましては、公営住宅建設事業債の精査による追加であります。

5目消防債790万円の減額につきましては、消防車両整備事業債の精査であります。

6目教育債880万円の減額につきましては、南小学校大規模改修事業債及び遠軽小学 校給食施設整備事業債の精査であります。

8目災害復旧債2,410万円につきましては、公共土木施設災害復旧事業債の精査による追加であります。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第13号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、既定の 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ772万5,000円を追加し、歳入歳出予算 の総額を27億5,091万1,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4 款療養給付費交付金につきましては、189万3,000円追加し、総額を5,973 万3,000円とするものであります。1項同額であります。

9 款繰入金につきましては、583万2,000円追加し、総額を3億4,865万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計27億4,318万6,000円に772万5,000円を 追加し、総額を27億5,091万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2 款保険給付費につきましては、1項療養諸費に189万3,000円追加、2項高額療養費に541万1,000円追加、4項出産育児諸費に42万1,000円追加し、総額を18億7,337万7,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計27億4,318万6,000円に772万5,000円を 追加し、総額を歳入歳出同額の27億5,091万1,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御 説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養給付費189万3,000円につきましては、退職被保険者の増加による療養給付費保険者負担金の追加であります。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費541万1,000円につきましては、高額療養給付費件数の増加による一般被保険者高額療養費の追加であります。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金、出産育児一時金42万円につきましては、給付件数の増加によります出産育児一時金の追加であります。

2目支払手数料、支払手数料1,000円につきましては、給付件数の増加によります 出産一時金審査手数料の追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

4 款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金189万3,000 円は、療養給付費交付金の追加であります。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金583万2,000円は、その他一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。

〇保健福祉課長(松橋行雄君) 議案第14号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正 予算(第2号)について御説明いたします。

平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,478万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,133万6,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

3款使用料及び手数料につきましては、20万6,000円を追加し、総額を457万1,000円とするものであります。1項同額であります。

4 款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に198万3,000円を追加し、2項国庫補助金に126万4,000円を追加し、総額を3億3,424万2,000円とするものであります。

5款支払基金交付金につきましては、321万8,000円を追加し、総額を3億8,602万7,000円とするものであります。1項同額であります。

6 款道支出金につきましては、1項道負担金から625万1,000円を減額し、総額を1億8,822万4,000円とするものであります。

7 款財産収入につきましては、7,000円を追加し、総額を9万3,000円とするものであります。 1 項同額であります。

8 款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に791万8,000円を追加、2項基金繰入金から720万8,000円を減額し、総額を2億1,744万9,000円とするものであります。

9 款繰越金につきましては、3,364万6,000円を追加し、総額を3,835万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計13億3,655万3,000円に3,478万3,000円 を追加し、総額を13億9,133万6,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費に5 2 5 万円を追加し、総額を4 4 万 3,0 0 0 円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に2,400万円を追加、2

項高額介護サービス等費に220万円を追加、3項高額医療合算介護サービス等費に200万円を追加、4項特定入所者介護サービス等費に100万円を追加し、総額を12億9,337万5,000円とするものであります。

3 款地域支援事業費につきましては、2項包括的支援任意事業費に31万6,000円を追加し、総額を5,232万2,000円とするものであります。

4 款基金積立金につきましては、7,000円を追加し、総額を9万3,000円とするものであります。 1 項同額であります。

6款諸支出金につきましては、1万円を追加し、総額を492万円とするものでありま す。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計 13 億 5 , 655 万 3 , 000 円に 3 , 478 万 3 , 000 円 を追加し、総額を 13 億 9 , 133 万 6 , 000 円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般管理費525万円につきましては、介護報酬改定等に伴い、介護保険システム改修業務委託料を新たに計上するものであります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費2,400万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありまして、居宅介護サービス等給付費470万円の減額、特例居宅介護サービス等給付費230万円の減額、地域密着型介護サービス等給付費3,700万円の追加、施設介護サービス等給付費1,250万円の減額、居宅介護サービス等計画給付費650万円の追加であります。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費220万円につきましては、実績見込み精査による追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費200万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護 サービス等費100万円につきましては、実績見込み精査による追加であります。

3 款地域支援事業費 2 項包括的支援任意事業費 1 目包括的支援任意事業費、包括的支援任意事業費 3 1 万 6,0 0 0 円につきましては、配食サービス利用者増による追加であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金、基金積立金7,000円につきましては、介護給付準備基金利子積み立てに伴う追加であります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、償還金1万円につきましては、平成21年度介護給付費等負担金の確定による返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款使用料及び手数料1項手数料2目地域支援事業手数料20万6,000円につきましては、配食サービス事業利用者増に伴う地域支援事業手数料の追加であります。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金198万3,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費負担金の追加であります。

2項国庫補助金3目介護保険事業補助金124万9,000円につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る介護保険事業費補助金であります。

4目介護保険災害臨時特例補助金1万5,000円につきましては、東日本大震災被災者の罹災証明書を持参して編入した者2名に対して、介護保険料を免除したことに伴う介護保険災害臨時特例補助金であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金321万8,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費支払基金交付金の追加であります。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金625万1,000円の減額につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費負担金の減額であります。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金7,000円につきましては、介護給付準備基金利子の追加であります。

8 款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金382万4,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費一般会計繰入金の追加であります。

2目地域支援事業繰入金11万円につきましては、配食サービス事業利用者増に伴う地域支援事業繰入金の追加であります。

3目その他一般会計繰入金398万4,000円につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る事務費一般会計繰入金の追加であります。

2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金722万5,000円の減額につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付準備基金繰入金の減額であります。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1万7,000円につきましては、介護従 事者処遇改善臨時特例基金の利子繰り入れに伴う追加であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,364万6,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第15号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を569万7,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料に1万8,000円を追加し、総額を65万3,000円とするものです。

3 款繰入金につきましては、3 万3,0 0 0 円を減額し、総額を2 9 9 万3,0 0 0 円とするものです。1 項同額であります。

5款町債につきましては、70万円を減額し、総額を<math>200万円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計 641万2, 000円から 71万5, 000円を減額し、総額を 569万7, 000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1 款個別排水処理費につきましては、71万5,000円を減額し、総額を425万5,000円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計 641万2, 000円から 71万5, 000円を減額し、総額を歳入歳出同額の 569万7, 000円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を270万円から200万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御 説明いたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款個別排水処理費 1 項個別排水処理費 1 目一般管理費、一般管理事業 4 万 6,0 0 0 円の減額につきましては、浄化槽維持管理業務委託料の執行精査であります。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業66万9,00円の減額に

つきましては、浄化槽設置事業の執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2、歳入。

2款使用料及び手数料1項使用料1目個別排水使用料1万8,000円は、滞納繰り越 し分の追加であります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3万3,000円は、一般会計繰入金の減額であります。

5 款町債1項町債1目個別排水処理事業債70万円は、事業費確定による個別排水処理 施設整備事業債の精査であります。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 岸野水道課長。

〇水道課長(岸野博美君) 議案第16号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)の第2条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益第2項営業外収益を2万1,000円追加 し、総額を4億8,487万3,000円とするものであります。

第3条では、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 2,0 4 9 万 1,0 0 0 円を 2 億 1,0 8 9 万 1,0 0 0 円に改め、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,8 9 2 万 6,0 0 0 円 を 1 億 5,9 3 2 万 6,0 0 0 円に改めるものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入第2項工事負担金を1,040万円減額し、総額を1,740万6,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を2,000万円減額し、総額を2億2,829万7,000円とするものであります。

第4条では、予算第7条に定めました一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1,107万7,000円を1,109万8,000円に改めるものであります。

次のページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページは資金計画、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

5ページの補正予算(第2号)明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金は、2万1,000円追加するものでありまして、子ども手当に係る一般会計繰入金であります。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入2項工事負担金1目工事負担金は、1,040万円減額するものでありまして、水道管移設補償費の精査であります。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目配水管布設費は、2,000 万円減額するものでありまして、水道管布設替工事に係る工事請負費の執行精査でありま す。

以上であります。

続きまして、議案第17号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)の第2条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第1項営業収益は108万3,000円減額、及び第2項営業外収益は254万9,000円減額し、総額を8億7,497万6,00円とするものであります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用は、1,100万3,000 円減額し、総額を8億6,352万9,000円とするものであります。

第3条では、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億7,749万7,000円を4億8,012万6,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金4億6,092万6,000円を4億6,355万5,000円に改めるものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債は2,310万円減額、第2項国庫補助金は563万2,000円減額し、総額を3億1,888万8,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費は2,610万3,000円減額し、総額を7億9,901万4,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

第4条では、予算第6条に定めました企業債の限度額を変更するものであり、公共下水道事業債の精査により1億3,460万円を1億1,150万円に改め、総額は1億5,690万円を1億3,380万円に改めるものであります。

なお、公共下水道事業債の起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

また、8ページに企業債明細書を記載しておりますので、御参照願います。

第5条では、予算第9条に定めました一般会計からこの会計へ補助を受ける金額5億4,544万7,000円を5億4,545万円に改めるものであります。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページは資金計画、4ページから5ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

補正予算第2号明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益108万3,000円の減額は、北海道が行った野上通道路改良工事に係るマンホール等改修工事報償費の精査によるものであります。

2項営業外収益1目他会計補助金3,000円の追加は、子ども手当に係る一般会計繰入金であります。

2目国庫補助金255万2,000円の減額は、下水道事業交付金の精査によるものであります。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1,100万3,000円の減額は、公共下水道全体計画策定業務委託の執行精査により369万4,000円減額、マンホール等改修工事の執行精査により730万9,000円を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債2,310万円の減額は、公共下水道事業債の精査によるものであります。

2項国庫補助金1目国庫補助金563万2,000円の減額は、下水道事業交付金の精査によるものであります。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費2,610万3,000円の減額は、公共下水道管渠設計調査業務委託に係る委託料の執行精査により324万5,000円の減額、公共下水道管渠工事等に係る工事請負費の執行精査により2,285万8,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 2時50分まで暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました議案6件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、16ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款総務費、18ページから23ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款民生費、24ページから27ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款衛生費、28ページから31ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、32ページから35ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款商工費、36ページから37ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款土木費、38ページから47ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9款消防費、48ページから49ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、50ページから61ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 11款災害復旧費、62ページから63ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次、2、歳入に入ります。

12款分担金及び負担金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 13款使用料及び手数料、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、10ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 18款繰入金、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 20款諸収入、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、12ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、繰越明許費補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、債務負担行為補正、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第4表、地方債補正、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の質 疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 9款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を 行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款保険給付費、12ページから19ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款地域支援事業費、20ページから21ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款基金積立金、22ページから23ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款諸支出金、24ページから25ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3款使用料及び手数料、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5款支払基金交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款道支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款財産収入、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款繰入金、6ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9款繰越金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号) の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

2款使用料及び手数料、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款繰入金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 5款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。 収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、資本的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。 収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採 決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成23年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号) を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)を採決いた します。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第2号及び日程第24 議案第8号

〇議長(前田篤秀君) 日程第23 議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について、日程第24 議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正についてを一括議題といたします。

平成23年第6回定例会において付託いたしました総務・文教常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

山田総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長(山田和夫君) −登壇−

平成23年第6回遠軽町議会定例議会におきまして、総務・文教常任委員会に付託をされました議案について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果をここに御報告させていただきます。

初めに、議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について御報告させていただきます。

本条例の制定につきましては、遠軽町白滝ジオパーク交流センターを設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成24年1月18日及び平成24年2月2 2日に行い、全会一致をもちまして、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について御報告をさせてい ただきます。

本条例の一部改正につきましては、遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例との整合性 を図るため、所要の文言の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成24年1月18日に行い、これも全会一

致をもちまして、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、本委員会に付託されました議案 2 件についての審査報告とさせていただきます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順より行います。

これより、議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定についての質疑を 行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第18号から日程第32 議案第25号

O議長(前田篤秀君) 日程第25 議案第18号平成24年度遠軽町一般会計予算、日程第26 議案第19号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第27 議

案第20号平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28 議案第21号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第29 議案第22号平成24年度遠軽 町個別排水処理事業特別会計予算、日程第30 議案第23号平成24年度遠軽町公共用 地先行取得事業特別会計予算、日程第31 議案第24号平成24年度遠軽町水道事業会 計予算、日程第32 議案第25号平成24年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案 8件は、関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 議案第18号平成24年度遠軽町一般会計予算について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ136億3,500万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

継続費につきましては、「第2表 継続費」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為」により御説明いたします。 地方債につきましては、「第4表 地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を15億円と定めるものであります。

それでは、1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款町税につきましては、1 項町民税 9 億 1, 7 9 4 万 4, 0 0 0 円、2 項固定資産税 7 億 7, 2 1 9 万 3, 0 0 0 円、3 項軽自動車税 3, 6 2 4 万 6, 0 0 0 円、4 項たばこ税 1 億 5, 0 9 4 万 6, 0 0 0 円、5 項入湯税 2 4 8 万 1, 0 0 0 円及び 6 項都市計画税 9, 6 5 8 万 8, 0 0 0 円を合わせまして、1 9 億 7, 6 3 9 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

2 款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税5,500万円及び2項自動車 重量譲与税1億3,000万円を合わせまして、1億8,500万円とするものでありま す。

3款利子割交付金につきましては、400万円とするものであります。 1 項同額であります。

4 款配当割交付金につきましては、100 万円とするものであります。 1 項同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、50 万円とするものであります。 1 項同額であります。

6 款地方消費税交付金につきましては、2億2,000万円とするものであります。1項同額であります。

7款自動車取得税交付金につきましては、3,000万円とするものであります。1項

同額であります。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、300万円とするものであります。1項同額であります。

9 款地方特例交付金につきましては、800万円とするものであります。1項同額であります。

- 10款地方交付税につきましては、70億5,000万円とするものであります。1項同額であります。
- 11款交通安全対策特別交付金につきましては、300万円とするものであります。1項同額であります。
- 12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金68万9,000円及び2項負担金2億2,328万5,000円を合わせまして、2億2,397万4,000円とするものであります。
- 13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億7,999万円及び2項手数料6,626万5,000円を合わせまして、4億4,625万5,000円とするものであります。
- 14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億9,737万6,000円、2項 国庫補助金3億4,405万6,000円及び3項委託金404万8,000円を合わせま して、7億4,548万円とするものであります。
- 15款道支出金につきましては、1項道負担金2億9,805万7,000円、2項道補助金1億1,778万5,000円及び3項委託金3,546万5,000円を合わせまして、4億5,130万7,000円とするものであります。
- 16款財産収入につきましては、1項財産運用収入4,109万6,000円及び2項財産売払収入628万5,000円を合わせまして、4,738万1,000円とするものであります。
 - 17款寄附金につきましては、3万円とするものであります。1項同額であります。
- 18款繰入金につきましては、9,174万9,000円とするものであります。1項同額であります。
- 19款繰越金につきましては、5,000万円とするものであります。1項同額であります。
- 20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項 町預金利子42万8,000円、3項貸付金元利収入3,210万7,000円、4項受託 事業収入91万5,000円及び5項雑入5,777万4,000円を合わせまして、9,1 82万6,000円とするものであります。
- 21款町債につきましては、20億610万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を136億3,500万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款議会費につきましては、9,677万4,000円とするものであります。 1 項同額 であります。

2款総務費につきましては、1項総務管理費26億8,138万1,000円、2項徴税費2,100万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費936万2,000円、4項選挙費68万3,000円、5項統計調査費77万8,000円及び6項監査委員費183万3,000円を合わせまして、27億1,504万6,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費24億8,276万5,000円及び2項児童福祉費4億1,375万9,000円を合わせまして、28億9,652万4,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億3,689万7,000円及び2項清掃費4億8,346万円を合わせまして、10億2,035万7,000円とするものであります。

5 款労働費につきましては、2,579万円とするものであります。1項同額であります。

6 款農林水産業費につきましては、1項農業費2億8,222万3,000円及び2項林業費9,838万2,000円を合わせまして、3億8,060万5,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、3億5,746万7,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費795万1,000円、2項道路橋りょう費7億3,521万9,000円、3項河川費1,089万6,000円、4項都市計画費8,727万5,000円、5項下水道費6億2,795万円及び6項住宅費3億1,546万7,000円を合わせまして、17億8,475万8,000円とするものであります。

9 款消防費につきましては、10億1, 214万9, 000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費8,379万5,000円、2項小学校費2億7,196万円、3項中学校費1億3,668万円、4項学校給食費7,744万3,00円、5項幼稚園費2,725万4,000円、6項社会教育費1億4,612万1,000円及び7項保健体育費2億2,440万7,000円を合わせまして、9億6,766万円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては、180万円とするものであります。1項同額であります。

12款公債費につきましては、23億6,607万円とするものであります。1項同額であります。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものであります。1項同額であり

ます。

これによりまして、歳出合計を136億3,500万円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次に、第2表、継続費について御説明いたします。

継続費につきましては、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路改良舗装工事及び8款土木費6項住宅費ふくろ団地公営住宅新築工事は、それぞれ2カ年で実施するもので、総額、年度及び年割額につきましては記載のとおりであります。

次に、第3表、債務負担行為について御説明いたします。

新規就農者農地賃借料助成金につきましては、新規就農者に対する農地賃借料を助成するものでありまして、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、第4表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、ジオパーク案内板設置事業から臨時財政対策債まで、地方債総額を20億610万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

最後に、平成24年度遠軽町一般会計予算のうち、主要な工事等の概要として、2款総務費ジオパーク案内板設置事業、6款農林水産業費、安国排水路支線整備工事、町有林整備工事、丸瀬布平和山公園小規模治山工事、8款土木費、道路橋梁維持事業、道路新設改良事業、トーウンナイ川河川維持工事、地籍整備事業、中央通交通バリアフリー歩道整備工事、町営住宅建設事業及び10款教育費、南小学校大規模改修工事につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

その他の事業の内容につきましては、別紙、平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書を参照願います。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 佐藤総務部参与。
- ○総務部参与(佐藤 優君) 続きまして、赤番7の平成24年度遠軽町予算に関する資料について御説明いたします。
 - 1ページをお開きください。

ジオパーク案内板設置事業の位置図でございます。

白滝ジオパークの案内板については、道の駅しらたきから白滝ジオパーク交流センター までの案内板の設置を行います。

設置箇所につきましては7カ所で、図面のとおりであります。

ジオパークの案内板は、日本ジオパークの認定審査の中で重要な要素となっており、再審査が認定後4年後にありますので、白滝地域を国の補助金の社会資本整備総合交付金事業で実施していきます。

なお、25年度にはジオサイトの説明板についても実施していく予定であります。

また、埋蔵文化センターの案内を町の単独費で、ジオパークの案内板と一体で整備して

いきたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 安藤農政林務課長。
- 〇農政林務課長(安藤清貴君) 別紙赤番7番、平成24年度遠軽町予算に関する資料、 工事関係説明資料の2ページをお開き願います。

生田原地域の安国排水路支線整備工事の位置及び内容について御説明いたします。

整備工事の位置でありますが、図面中央、①と表示されている部分でありまして、安国 市街地の中央部分に位置し、町営住宅栄行団地地先より安国水泳プールに至る区間であり ます。

現在は、農地等の排水路として活用されておりますが、現況として用地処理が行われておらず、また、素掘りで浅いため、降雨時など周辺農地が冠水する原因となっており、渇水期には滞留することから整備を行うものです。

整備の内容としましては、用地確定測量業務、用地購入及び整備工事となっておりまして、工事内容は、管経600ミリメートルのコンクリート管を延長135メートル布設する予定としております。

次に、3ページでありますが、今年度に予定しております町有林整備事業の位置及び内容について御説明いたします。

まず、遠軽地域の事業箇所でありますが、美山地区1カ所、図面左中央丸斜線部分でありまして、樹種はカラマツ、事業内容は除間伐で、面積8.12ヘクタールを計画しております。

次に、4ページをお開き願います。

白滝地域におきましては、東白滝地区1カ所、図面中央丸斜線部分で、樹種はアカエゾマツ、事業内容は除間伐、面積は6.48ヘクタールを計画しております。

次に、5ページでありますが、丸瀬布地域の丸瀬布平和山公園小規模治山工事の位置及 び内容について御説明いたします。

工事位置は、図面中央①と表示されている箇所で、平和山公園と町道東町山手線に隣接する山腹法面部であります。以前にコンクリートモルタル吹き付け等により崩壊斜面の対策工事を実施しましたが、その後、損壊が進み、著しく危険であることから、山腹斜面の安定化と緑化を目的とした小規模治山工事として実施するものであります。

この事業は、北海道の補助を受け、2カ年事業として計画しておりますが、今年度は全体計画、延長180メートルの測量、調査、実施設計を行い、山腹法面の安定と緑化工法を検討し、そのうち最も損壊の著しい80メートルの山腹法面の緑化工事を実施するものであります。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 中川原建設課長。
- **〇建設課長(中川原英明君)** 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明申し上

げます。

6ページをお開きください。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、2条通歩道転落防止柵設置工事で、既設歩道と民地に段差があることから、歩行者、自転車等の転落を防止するため、右下凡例のとおり、転落防止柵、高さ1. 1メートル、延長33メートルを実施するものでございます。

図面番号②は、中通排水整備工事で、既設現場打ちトラフが破損するなど老朽化が著しく、局部的な修繕対応ができないことから、歩行者などに危険な状況であるため実施するものでございまして、内訳は、右下凡例のとおり、排水整備として経300ミリ、延長100メートルの両側を改修するものでございます。

図面番号③は、北9丁目1号通排水整備工事で、既設道路の雨水処理は、現在浸透桝で 応急処置をしておりますが、下水道管、雨水管新設に伴いまして道路排水の安定を図るた め、右下凡例のとおり、延長150メートルの区間に雨水桝10カ所を設置するものでご ざいます。

次に、7ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、南町39号線通道路改良舗装工事で、平成21年度から着手している交付金事業でございます。現況は、未改良の砂利道路と防塵処理舗装であり、歩道もないことから、通勤・通学の利用者及び地域住民などの安心・安全な地域交通網の確保を目的に実施しているものでございまして、平成21年から23年度で東1線道路から道道遠軽安国線まで完了し、平成24年度は東1線道路から国道242号に向かい実施するものでございまして、事業内容は、右下凡例のとおり、延長250メートル、車道幅員7.5メートル、片側歩道3.5メートルを継続して実施するものでございます。

図面番号②は、東2線道路防雪工事(防雪柵)で、交付金事業でございます。

道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路であり、北見方面と遠軽市街地を往来する交通量が増加している状況でございますが、現況は車道幅員が狭く、交通安全上極めて危険であることや冬期間の地吹雪による視界不良による交通障害などの解消を図るため実施するものでございまして、事業内訳は、右下凡例のとおり、延長180メートル、車道幅員8メートル、片側歩道幅員2.5メートルと防雪柵工を実施するものでございます。

図面番号③は、瞰望岩通防雪工事(雪崩柵)で、交付金事業で実施するものでございます。

現況は、西町地区と丸大地区を結ぶ幹線道路で、道路両側に高い法面がありまして、冬期間に堆積された雪が気温変化により雪崩の危険性があることなどから実施するもので、 事業内訳は、右下凡例のとおり、雪崩柵を延長200メートルの両側で実施するものでございます。

図面番号④は、向遠軽開拓道路改良舗装工事(国債)で、平成24、25年度の2カ年で実施する防衛施設整備事業でございます。

現況は、未改良の砂利道路であり、遠軽町清掃センターがあることから、廃棄物運搬車や一般利用者などの交通量が多く、さらに急カーブ、急勾配や昇降時に巻き上げられる砂ぼこりによる視界不良が交通障害になっていることなどから実施するもので、事業内訳は、右下凡例のとおり、延長330メートル、車道幅員5.5メートルを実施するものでございます。

図面番号⑤は、学田1丁目1条通道路改良舗装工事です。

現況は、未改良の防塵処理舗装であり、道道遠軽雄武線と市街地34号線通を結ぶ生活 道路でありますが、凍上被害による凹凸や破損が著しく、交通安全上危険であることか ら、昨年度に引き続き実施するもので、事業内訳は、右下凡例のとおり、延長130メー トル、車道幅員5.5メートルでございます。

図面番号⑥は、寿7号通道路改良工事です。

現況は、未改良の防塵処理舗装であり、凍上被害による凹凸や破損が著しく、交通安全 上危険であることから実施するもので、事業内訳は、右下凡例のとおり、延長140メートル、車道幅員4.5メートルでございます。

続きまして、8ページは白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、白滝市街西線道路改良舗装工事で、交付金事業で実施しております。

この町道は、市街地と西区川向地区を結ぶ唯一の連絡道路であり、昨年度に引き続き実施するもので、事業内訳は、右下凡例のとおり、改良延長230メートル、舗装延長300メートル、車道幅員7.5メートルを実施するものでございます。

次に、9ページは遠軽地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、トーウンナイ川河川維持工事です。

この河川については、上流からの土砂が本河川に流入し、河川断面を閉塞していることから、大雨時の遠軽駐屯地並びに畑草地などへの冠水を防止するために実施するものでございまして、事業内訳は、右下凡例のとおり、伐木並びに土砂撤去を延長300メートル実施するものでございます。

次に、10ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

国道の実態を調査することにより地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、交付金事業で実施するものでございます。

平成 2 4年度事業内訳は、右下凡例のとおり、番号①、豊原 0-1 地区、面積 8.95 平方キロメートル、番号②、旭野 1-1 地区、面積 10.05 平方キロメートルを行うものでございます。

次に、11ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、中央通交通バリアフリー歩道整備工事です。

バリアフリー新法に基づき、国から遠軽町が指定を受けた特定道路において、個人の車両の出入り口の勾配緩和を中心に、高齢者、障害者が安心・安全に通行できる歩道の局部整備を実施するものでございまして、事業内訳は、右下凡例のとおり、歩道延長100

メートル、歩道幅員3メートルの両側を行うものでございます。

次に、12ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

番号①は、ふくろ団地公営住宅新築工事1号棟で、遠軽地域の公営住宅の不足は深刻であることや、昭和49年から56年度建設の学田団地の老朽化などに伴い、移転建て替えのため実施しているもので、北2丁目団地に引き続き、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、平成24年から25年度の継続事業のうち、平成24年度は、右下凡例のとおり、鉄筋コンクリート造5階建て1棟25戸、延べ床面積2,455平方メートルの主に躯体工事の建設、並びに、番号②でその建設予定地の周辺整備を行い、番号③は、学田団地簡易耐火構造平屋建て1棟4戸、193平米の解体撤去を実施するものでございます。

なお、関連図面は、13ページは配置図、14ページは平面図、15ページは立面図を それぞれ添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、16ページを御覧ください。

生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

番号①は、栄行団地公営住宅建設工事1号棟で、昭和47年から61年度まで建設されたもので、老朽化が著しいことから、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき実施するものでございまして、右下凡例のとおり、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積234平方メートルの建設と、既設公営住宅簡易耐火構造平屋建て1棟4戸、164平方メートルの解体撤去を行うものでございます。

なお、関連図面は、17ページは配置図、18ページは平面図、19ページは立面図を それぞれ添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(前田篤秀君) 藤江教育部次長。
- **〇教育部次長(藤江敏博君)** 南小学校大規模改修工事につきまして御説明をいたします。

資料の20ページをお開きください。

このページから次のページまでが南小学校の位置図及び平面図となっております。

南小学校の大規模改修工事につきましては、平成23年度から25年度までの3カ年の 工事を計画しているものであります。

平成 24 年度の工事につきましては、主に 21 ページ、平面図、右側下部に黒枠実線で示しております工事概要①から⑤までの工事となります。

それでは、それぞれの工事内容でありますが、図面左側①の校舎棟児童トイレ改修につきましては、1階から3階までの児童トイレ内の改修でありまして、女子トイレにつきましては、現在あります5基の和式便器を3基の洋式便器に、男子トイレにつきましては、現在あります6基の小便器を4基にし、2基分のスペースに洋式便器1基を設置するものであります。また、小便器につきましても、フラッシュバルブの便器に取り替えるもので

あります。

次に、図面中央、②の校舎棟教職員トイレ改修でありますが、女子トイレにつきましては、現在あります 2 基の和式便器を 2 基の洋式便器に、男子トイレにつきましても、 2 基の和式便器を 2 基の洋式便器に取り替え、 3 基の小便器につきましてもフラッシュバルブの便器に取り替えるものであります。

次に、図面中央の黒色の濃い部分、③の校舎棟内部給排水管改修につきましては、老朽 化しております給排水管を取り替えるものであります。

次に、同じく図面中央の斜線部分④の中庭給排水改修でありますが、こちらも校舎棟と同様、老朽化しています給排水管を取り替えるものであります。

次に、図面右側、⑤のグラウンド防球フェンス改修でありますが、現在、木製支柱による防球ネットがありますが、この防球ネットを撤去し、新たに防球フェンスを設置するものであります。

この防球フェンスは、高さ7メートルのカラーコンクリート柱で、柱間8メートル、延 長約280メートルでありまして、柱間にワイヤーロープを張り、ポリエチレンネットを 設置するものであります。

また、冬期間にはネットのすそを2メートルほど巻き上げて、降雪等に対応していくも のであります。

なお、この改修の際、グラウンド周辺の樹木につきましては、腐れが著しいものも多く、台風や強風などにより度々倒木し、民家に隣接していることから、周辺住民の方から 不安の声も出ており、今後においても危険が伴いますので、樹木につきましては伐採をするものであります。

以上が今年度の南小学校の改修工事計画であります。

〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第19号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ27億1,011万6,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項により、借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入から御説明いたします。

1 款国民健康保険税につきましては、4億3,998万8,000円とするものであります。1項同額であります。

2款使用料及び手数料につきましては、22万6,000円とするものであります。1 項同額であります。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億7,030万2,000円及び2項 国庫補助金1億5,361万3,000円を合わせまして、6億2,391万5,000円と するものであります。

4 款療養給付費交付金につきましては、5,934万7,000円とするものであります。1項同額であります。

5 款前期高齢者交付金につきましては、7億6, 124万3, 000円とするものであります。1項同額であります。

6 款道支出金につきましては、1項道負担金2,344万6,000円及び2項道補助金9,853万2,000円を合わせまして、1億2,197万8,000円とするものであります。

7款共同事業交付金につきましては、3億2,723万円とするものであります。1項同額であります。

8款財産収入につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

9款繰入金につきましては、3億7,587万6,000円とするものであります。1項 同額であります。

10款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円及び3項雑入6,000円を合わせまして、31万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計を27億1,011万6,000円とするものであります。 次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款総務費につきましては、1項総務管理費3,883万8,000円、2項徴税費15 1万3,000円、3項運営協議会費15万2,000円及び4項特別対策事業費1,22 1万1,000円を合わせまして、5,271万4,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費16億4,410万9,000円、2項高額療養費2億575万5,000円、3項移送費30万円、4項出産育児諸費840万5,000円及び5項葬祭諸費120万円を合わせまして、18億5,976万9,000円とするものであります。

3款後期高齢者支援金等につきましては、2億8,718万9,000円とするものであります。1項同額であります。

4款前期高齢者納付金等につきましては、33万2,000円とするものであります。 1項同額であります。

5 款老人保健拠出金につきましては、1 万7,0 0 0 円とするものであります。1 項同額であります。

6 款介護納付金につきましては、1 億 2, 0 0 7 万 9, 0 0 0 円とするものであります。 1 項同額であります。

7款共同事業拠出金につきましては、3億6,953万3,000円とするものであります。1項同額であります。

8 款保健事業費につきましては、1項保健事業費664万2,000円及び2項特定健康診査等事業費1,160万4,000円を合わせまして、1,824万6,000円とするものであります。

9 款公債費につきましては、4万1, 000円とするものであります。 1 項同額であります。

10款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものであります。1項同額であります。

11款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。 これによりまして、歳出合計を27億1,011万6,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書332ページから334ページまで資料を添付しておりますので、 御参照願います。

議案第20号平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,767万4,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

後期高齢の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1億9,776万5,000円とするものであります。1項同額であります。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものであります。1項同額であります。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

4款繰入金につきましては、8,988万1,000円とするものであります。 1項同額 であります。

5 款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。 1 項同額であります。

6 款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円及び3項雑入2,000円を合わせまして、6,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計を2億8,767万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款総務費につきましては、1項総務管理費52万2,000円及び2項徴収費25万7,000円を合わせまして、77万9,000円とするものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億8,574万8,000円とするものであります。1項同額であります。

3 款諸支出金につきましては、104万7,000円とするものであります。 1 項同額 であります。

4款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を2億8,767万4,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

予算の詳細につきましては、赤番6、平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書335ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 松橋保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(松橋行雄君)** 議案第21号平成24年度遠軽町介護保険特別会計予算 について御説明いたします。

平成24年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,760万1,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入金の 最高額を5,000万円と定めるものであります。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款介護保険料につきましては、2億2,603万1,000円とするものであります。 1 項同額であります。

2款分担金及び負担金につきましては、826万8,000円とするものであります。

1項同額であります。

3款使用料及び手数料につきましては、453万2,000円とするものであります。 1項同額であります。

4 款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億3,329万3,000円及び2項 国庫補助金1億1,588万4,000円を合わせまして、3億4,917万7,000円と するものであります。

5款支払基金交付金につきましては、3億8,371万9,000円とするものであります。1項同額であります。

6 款道支出金につきましては、1項道負担金1億9,242万2,000円、2項財政安定化基金支出金1,601万3,000円及び3項道補助金679万円を合わせまして、2億1,522万5,000円とするものであります。

7 款財産収入につきましては、6 万 8, 0 0 0 円とするものであります。 1 項同額であります。

8 款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億590万5,000円及び2項基金繰入金467万1,000円を合わせまして、2億1,057万6,000円とするものであります。

9 款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円及び2項雑入3,000円を合わせまして、4,000円とするものであります。

これによりまして、歳入予算の合計を13億9,760万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1項総務管理費849万7,000円、2項徴収費59万5,000円、3項介護認定諸費2,534万1,000円及び4項趣旨普及費63万円を合わせまして、3,506万3,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費12億2,023万3,000円、2項高額介護サービス等費2,898万7,000円、3項高額医療合算介護サービス等費334万6,000円、4項特定入所者介護サービス等費5,600万円及び5項その他諸費133万1,000円を合わせまして、13億989万7,000円とするものであります。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費1,336万8,000円及び2項包括的支援・任意事業費3,882万2,000円を合わせまして、5,219万円とするものであります。

4款基金積立金につきましては、6万8,000円とするものであります。1項同額で

あります。

5 款公債費につきましては、8万3,000円とするものであります。1項同額であります。

6款諸支出金につきましては、20万円とするものであります。1項同額であります。

7款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出予算の合計を13億9,760万1,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書336ページ及び337ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第22号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ689万4,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ り御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表 地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項による借り入れの最高額を200万円と定めるものであります。

個排の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金につきましては、5万円とするものであります。1 項同額であります。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料71万7,000円、2項手数料2,000円を合わせまして、71万9,000円とするものであります。

3款繰入金につきましては、342万3,000円とするものであります。1項同額であります。

4 款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。 1項同額であります。

5 款諸収入につきましては、1,000円とするものであります。1項同額でありま

6 款町債につきましては、270 万円とするものであります。1 項同額であります。 これによりまして、歳入合計を689 万4,000 円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款個別排水処理費につきましては、497万2,000円とするものであります。 1 項同額であります。

2款公債費につきましては、182万2, 000円とするものであります。1項同額であります。

3款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を689万4,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を270万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書338ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。 以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 議案第23号平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別 会計予算について御説明いたします。

平成24年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ873万4,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1 款繰入金につきましては、873万4,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を873万4,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款公債費につきましては、873万4,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を873万4,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

事業の内容につきましては、赤番6、平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書を参照願います。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 岸野水道課長。

〇水道課長(岸野博美君) 議案第24号平成24年度遠軽町水道事業会計予算について 御説明いたします。

別紙、赤番5、遠軽町企業会計予算の1ページをお開きください。

平成24年度遠軽町水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量は、給水戸数を9,591戸とし、年間給水量は182万4,528立方メートル、1日平均給水量は4,999立方メートル及び主要な建設改良工事をテレメーター更新工事、原水濁度計設置工事、水道管布設替工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益を4億7,580万4,000円とし、第1項 営業収益に4億7,333万1,000円及び第2項営業外収益に247万3,000円を 計上したものであります。

支出につきましては、第1款水道事業費用を4億6,736万2,000円とし、第1項営業費用に4億978万7,000円、第2項営業外費用に5,407万5,000円、第3項特別損失に50万円及び第4項予備費に300万円を計上したものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億1,873万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億83万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,497万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額293万2,000円で補填するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入を2,556万7,000円とし、第1項他会計補助金に856万7,000円、第2項工事負担金に1,690万円及び第3項分担金に10万円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出を2億4,430万2,000円とし、第1項建設改良費に1億3,360万4,000円、第2項企業債償還金に1億869万8,000円及び第3項予備費に200万円を計上したものであります。

2ページをお開きください。

第5条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員 給与費を8,816万7,000円とするものであります。

第7条は、他会計からの補助金を定めるもので、水道事業の企業債償還に充てるため、 一般会計からの繰入金は1,091万7,000円とするものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を2,770万円と定めるものであります。

3ページの実施計画以降は説明を省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

別紙赤番7の平成24年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の22ページを お開きください。

この図は、水道事業の水道管布設替工事の位置図であります。

図面中央下、②番は、東1線中通水道管布設替工事でありまして、石綿管更新工事であります。

工事内容は、水道配水用ポリエチレン管、口径 7 5 ミリメートルで、延長 3 1 0 メートルを布設替えするものです。

次に、24ページをお開きください。

図面④番は、瀬戸瀬湯の里間道路橋水道管添架工事でありまして、高規格道路建設に伴い、道路橋に水道管を添架する工事であります。

工事内容は、添架管、口径150ミリメートルで、延長60メートルの工事を行うものであります。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので、御参照願います。

また、その他の事業内容につきましては、別紙、赤番6の平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書340ページから341ページを御参照願います。

以上で水道事業会計の説明を終わります。

次に、議案第25号平成24年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番5の26ページをお開きください。

平成24年度遠軽町下水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量は、排水戸数を6,472戸とし、年間有収水量は135万4,440立方メートル、1日平均有収水量は3,711立方メートル及び主要な建設改良工事を下水処理センター更新工事、公共下水道管渠工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、雨水処理に要する費用の財源に充てるため、企業債3,470万円を借り入れる ものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益を8億6,323万9,000円とし、第1項営業収益に3億8,385万8,000円及び第2項営業外収益に4億7,938万1,00円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用を8億6,003万7,000円とし、第1項営業費用に7億1,577万7,000円、第2項営業外費用に1億4,126万円、第3項特別損失に100万円及び第4項予備費に200万円を計上したものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億6,653万円は、当年度分損益

勘定留保資金で補填するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入を2億4,028万6,000円とし、第1項企業債に9,120万円、第2項国庫補助金に7,650万円、第3項他会計補助金に6,058万5,000円、第4項工事負担金に300万円及び第5項分担金及び負担金に900万1,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出を7億681万6,000円とし、第1項建設 改良費に2億110万1,000円、次のページ、第2項企業債償還金に5億371万5, 000円及び第3項予備費に200万円を計上したものであります。

第5条は、債務負担行為でありまして、水洗化等工事資金利子補給(平成24年度融資分)といたしまして、期間を平成24年度から平成29年度までとし、限度額については借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものであります。

第6条は、企業債でありまして、公共下水道事業債の限度額を9,120万円及び下水 道事業債特別措置分の限度額を3,470万円と定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億5,000万円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員 給与費を5,428万2,000円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金を定めるもので、下水道事業の建設事業費及び汚水処理 費等の支払いに充てるため、一般会計からの繰入金は5億2,745万6,000円とする ものであります。

29ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番7、平成24年度遠軽町予算に関する資料の25ページをお開き願います。

この図は、遠軽処理区の公共下水道管渠工事と遠軽下水処理センター更新工事の位置図であります。

図面右側の①番は、遠軽下水処理センター更新工事でありまして、更新工事の内容は、 スカム除去装置及び消包水配水管一式であります。

次のページをお開きください。

この図は、遠軽下水処理センター更新工事の施工箇所図でありまして、工事箇所を横線及び斜線ハッチで示しております。

横線ハッチは、第2最初沈殿池に設置してあります浮遊ごみを取り除くためのスカム除 去装置を更新するものであります。

また、斜線ハッチは、水処理等の管路に配管してあります消包水配水管を更新するものであります。

前のページに戻りまして、公共下水道管渠工事の主な箇所は、図面左側②でありまし

て、国道242号寿町公共下水道工事であります。

工事内容は、汚水管、口径200ミリメートルで、延長120メートルを布設するものであります。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので御参照願います。

なお、図面中央の⑤番、⑥番のグリーンパークタウン公共下水道工事につきましては、 平成24年度の工事をもって、この地域の工事は完了となります。

その他の事業内容につきましては、別紙、赤番6の平成24年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書342ページから343ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

平成24年度各会計予算8件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託 し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時44分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に山田議員、副委員長に黒坂議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

〇議長(前田篤秀君) お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の議決

O議長(前田篤秀君) 本日は、これをもって延会といたします。

午後 4時45分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長河 甲第零 署名議員 六 下信一